

官報

号外

平成二十七年五月十二日

○第百八十九回 衆議院會議録 第二十二号

平成二十七年五月十二日(火曜日)

議事日程 第十六号

平成二十七年五月十二日

午後一時開議

第一 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

日程第一 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

○議長(大島理森君) 日程第一、水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長(大島理森君) 報告を求めます。外務委員長土屋品子君。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔土屋品子君登壇〕

○土屋品子君 ただいま議題となりました水銀に関する水俣条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本条約は、平成二十五年十月に熊本で開催された外交会議において採択されたもので、水銀の人為的な排出等から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀の規制等について定めるものであります。

その主な内容は、締約国は、本条約が自国について効力を生じた日以降、新規鉱山からの水銀の一次採掘を許可してはならないこと、締約国は、原則として、水銀の輸出を許可してはならないこと、締約国は、金採掘における水銀の使用及び排出等を削減し、実行可能な場合には廃絶するための措置をとること等であります。

本件は、去る四月二十二日に外務委員会に付託され、二十四日に岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、五月八日に質疑を行い、質疑終了後、採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

労働者派遣制度は、我が国の労働市場の中で、労働力の迅速かつ的確な需給調整を行うという重要な役割を果たしています。

一方で、業務単位で期間制限を設けている現在の制度はわかりにくいとの指摘もなされており、労使双方にとつてわかりやすい制度とするともに、派遣労働が雇用と使用の分離した形態であることに伴う弊害を防止する必要があります。

このため、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするの考え方のもとに新たな期間制限を設けることとするほか、労働者派遣事業の質の向上を図り、派遣労働者の正社員化を含むキャリア形成を支援する等の仕組みを設けることで、派遣労働者のより一層の雇用の安定、保護等を図ることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすることとしております。

第二に、厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たり、派遣就業は臨時的就業かつ一時的なものであることを原則とするのを考え方を考慮しなければならぬものとするともに、業務単位の期間制限を廃止し、同一の派遣労働者に係る期間制限及び派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの期間制限の二つの期間制限を設けることとしております。また、派遣元事業主は、同一の派遣労働者に係る期間制限の上限に達する見込みがある派遣労働者に対して、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用の安定を図るための措置を講じなければならぬこととしております。

第三に、派遣元事業主は派遣労働者に対し、計画的な教育訓練等の実施や均衡待遇を確保するために考慮した内容について説明をしなければならぬこととするともに、派遣先は、賃金の情報提供、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用に関して配慮しなければならないこととしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年九月一日としております。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(大島理森君) たいだいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。高鳥修一君。

〔高鳥修一君登壇〕

○高鳥修一君 自由民主党の高鳥修一でございます。私は、自由民主党を代表し、たいだいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、質問をいたします。(拍手)

二年前に安倍政権が発足して以来、三本の矢の経済政策は確実に成果を積み重ね、我が国の経済は復活の兆しを見せ始めております。安倍政権の成長戦略の柱の一つに、雇用制度改革があります。日本が再び力強く成長するためにも、若者、女性、高齢者、障害者等の活躍の機会を確保し、あらゆる人が、働くことで生きがいを感じられる、柔軟かつ多様な働き方のできる社会の実現が求められております。

今回の労働者派遣法改正案も、この取り組みと合致するものであり、何としても今国会において成立させるべき重要な法案であると認識をいたしております。

まず、改正の経緯について伺います。

今回の改正案については、労働者派遣の受け入れ期間に関する上限規制、いわゆる期間制限を撤廃するものであり、派遣の固定化が進むという批判がされております。

しかし、そもそも、この改正は何のためにやっているのでしょうか。

今回の改正案は、平成二十四年、民主党政権による前回の改正案成立時に、民自公三党の共同提案による附帯決議、念のため申し上げます、いわゆる専門二十六業務に該当するかどうかによって派遣期間の取り扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元、派遣先事業主にわかりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始することとの決議に忠実に従い、業務区分による期間制限を廃止し、全ての業務について一律に期間制限を課すというわかりやすい制度に見直そうとするものであります。

このように、今回の改正案の根本は、与野党間で幅広いコンセンサスを得て付された前回改正時の附帯決議に導かれたものであり、それ以上でも以下でもない、至極当然なものだと考えますが、改正経緯について、このような理解でよろしいか、厚生労働大臣の御答弁をお願いいたします。

次に、今国会で改正法案が成立しない場合の問題点について伺います。

本年十月から、派遣先が一定の違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して労働

契約の申し込みをしたものとみなす労働契約申し込みのみなし制度が施行されます。

現在の期間制限は、違法派遣に該当するかどうかのわかりにくく、現行制度のまま労働契約申し込みのみなし制度が施行されると、例えば、速記者に、速記ではなくテープ起こしを三年を超えてさせていた場合などは期間制限違反になりますが、そのことを認識していない派遣先に対して労働契約申し込みのみなし制度が適用されるリスクがあります。このリスクを回避するために、派遣労働者の受け入れを十月一日より前に停止する雇いどめが生じる可能性も否定できません。

雇用の現場にこのような混乱が生じることのないよう、労働契約申し込みのみなし制度が施行される前に、期間制限をわかりやすく整理することが必要だと考えます。この点について、改正内容と大臣の認識を伺います。

次に、生涯派遣という批判について伺います。

このような改正経緯にもかかわらず、今回の改正案については、あたかも期間制限が撤廃され、それにより個人が派遣という働き方に固定化されるかのような批判がなされております。しかし、今回の改正案は、現行制度と比較して、果たして本当にそのようなものなのか。一方的にレッテルを張るのではなく、まず内容を冷静に分析し、虚心坦懐に議論することこそが、私たち国会議員に求められているのではないのでしょうか。

現行制度では、いわゆる専門二十六業務に従事する約四割の方は期間制限の対象外となっており、既に、今でも、一定の派遣労働者はずっと派遣で働くこととなります。

加えて、専門二十六業務以外の業務に従事する方についても、課がかわればどうか、所属する係ささかわれば、同じ派遣先で引き続き派遣が可能であり、今でも実質的に上限なく派遣することが可能なのです。つまり、生涯派遣という懸念は以前からあったのです。

現行制度を冷静に分析すれば、今回の改正により生涯派遣に道を開くわけではなく、現行制度の懸念を踏まえた上で、期間制限を改善することにより、派遣という働き方への固定化を防止することを目的としたものであることがわかります。

現行の問題点を踏まえ、今回の改正案がどのように対応しているのか、厚生労働大臣の御答弁を求めます。

最後に、派遣労働者の保護、処遇改善について伺います。

政府がなすべきことは、派遣労働者の保護を進めるとともに、希望に応じた働き方の実現を支援することだと思います。

今国会への提出に当たっては、派遣就業が臨時的、一時的なものであるという原則的な考え方を法を運用する際の考慮事項として求めるほか、派遣労働者の雇用安定措置についても、派遣先への直接雇用の依頼を法律に格上げするなど、より一

層の配慮がなされたものと理解しております。

今回の改正案は、派遣労働者の雇用の安定、保護の観点から、必要な規制の強化を図り、正社員を希望する方にはその道を開いていくものと理解しておりますが、そのような理解でよろしいか、総理の御答弁を求めます。

派遣で働く人々が、それぞれ希望する働き方で働くことにより、生きがいを持って活躍できる社会を築いていくため、引き続き、我が党としても全力を尽くしてまいります。

政府においても、今回の改正案の意義や狙いを、よりわかりやすく国民に語りかけ、御理解をいただくようお願いいたしますし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣安倍晋三君 高鳥修一議員にお答えをいたします。

派遣労働者の雇用の安定、保護等についてのお尋ねがありました。

一般に、派遣という働き方は、賃金水準が正社員に比べ低い傾向にあり、雇用の安定やキャリア形成が図られにくい面があります。

このため、今回の改正案では、正社員を希望する派遣労働者について、その道が開けるようにするため、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置や、派遣期間を通じた計画的な教育訓練を新たに義務づけるな

ど、派遣就労への固定化を防ぐ措置を強化することとしています。

また、みずからの働き方として派遣を積極的に選択している方については、賃金等の面で派遣先の責任を強化するなど、待遇の改善を図ることとしています。

さらに、一部届け出制となっている労働者派遣事業を全て許可制とするなど、派遣労働者の保護の観点から必要な規制の強化を図ってまいります。

安倍内閣としては、こうした仕組みを通じ、働く方それぞれの選択がしつかり実現できるように環境を整備してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣塩崎恭久君 高鳥修一議員から、三点お尋ねを頂戴いたしました。

まず、今回の改正案の経緯についてのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、今回の労働者派遣法改正案は、平成二十四年改正法に係る民自公三党共同提案によりまず附帯決議を踏まえ、公労使の代表から成る労働政策審議会における議論を経て提出したものでございます。

具体的には、平成二十四年改正の際の附帯決議を踏まえ、わかりにくいとの指摘がある現行の期間制限について、労使双方にとってわかりやすい

制度となるよう見直しすることとしております。労働契約申し込みなし制度について、混乱のおそれと今回の改正法との関係等についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、労働契約申し込みなし制度については、業務単位で分かれている現行の期間制限のあり方がわかりにくいため、意図せずこの制度が適用されるのではないかとといった懸念が関係者の間にあることを承知しております。政府としては、雇用の現場の混乱を避けるためにも、今回の労働者派遣法の改正法案により、期間制限をよりわかりやすい制度に見直し、労働契約申し込みなし制度を円滑に施行したいと考えております。

生涯派遣との批判と今回の改正案の趣旨についてのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、現行の期間制限では、いわゆる二十六業務については期間制限がなく、いわゆる二十六業務以外についても、事業所全体では規制がないことから、派遣で働く方の所属する係を変更することにより、期間制限の上限に達した後でも引き続き派遣で働く同じ方を同じ事務所で受け入れることが可能となっております。

これに対して、今回の改正法案では、派遣の受け入れを事業所単位で原則三年とするともに、派遣で働く方が望まずに派遣という働き方に固定されるのを防ぐため、同じ派遣労働者の同じ職場への派遣について、三年を上限とする個人単位の期間制限を新たに課することとしております。

平成二十七年五月十二日 衆議院会議録第二十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する
大西健介君の質疑

四

派遣で働く方個人に着目した場合、改正案は、少なくとも課を変更しなければならず、現行より厳しいものとなるため、生涯派遣に道を開く法案であるとの指摘は当たりません。(拍手)

○議長(大島理森君) 大西健介君。

(大西健介君登壇)

○大西健介君 民主党の大西健介でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました労働者派遣法について質問いたします。(拍手)

冒頭、先月二十五日にネパールで起きた地震では、死者が八千人を超えるなど甚大な被害が出ています。心からお見舞いを申し上げますとともに、東日本大震災で世界各国から支援を受けた我が国としても、できる限りの支援を行うことを皆様とともに確認したいと思います。

また、この連休中、多くの閣僚が海外出張を行いました。訪米中の安倍総理は、アメリカ議会での演説の中で、安全保障関連法案をこの夏までに成立させると表明をしました。法案提出すらされてない段階で成立時期を外国で約束するなど前代未聞であり、国会軽視です。改めて総理の説明を求めます。

安倍政権は、世論の強い反対や条文ミスなどで二度も廃案となり、呪われた法案と言われている労働者派遣法改悪法案を性懲りもなく再提出するだけでなく、過労死促進法案ともいうべき内容の

残業代ゼロ法案、さらには、金さえ払えば不当解雇が合法化されてしまう解雇の金銭解決制度導入という悪の三点セットを強行しようとしています。

また、このうち、残業代ゼロ制度の年収要件について、塩崎大臣は四月二十日の経営者の朝食会で、あたかも小さく産んで大きく育てるかのよう、ぐっと我慢していただいて、とりあえず通すことだと発言したことが明らかにしました。

法案が通れば対象を拡大するので、経済界にはそれまで静かにしておいてほしいというのは、国民を欺こうとする発言であり、そのような発言を行う大臣のもとでは、派遣法を初めとする今後の労働法制に関する審議を行うことはできません。大臣に発言の正式な撤回と謝罪を求めます。

このたびの法改正によって、人さえあればどんな業種でも無期限に派遣労働者の受け入れが可能となれば、これまで正社員が行っていた仕事も派遣社員に切りかえられ、生涯派遣で低賃金の派遣労働者がふえることは間違いありません。

総理は、これまで、国会で繰り返し、派遣労働者をふやすべきではないと答弁されています。

一方で、今回、法案には、正社員が減り、派遣労働者がふえた場合の見直し規定が追加されました。とりあえずやってみて、実際に正社員が減り、派遣労働者がふえた場合には見直しを行うというのでは、余りにも無責任ではないでしょうか。疑念がある以上、法案を撤回すべきでありま

す。

また、追加で検討規定を加えたということは、やはり政府自身が、本音では、今回の法改正で派遣労働者がふえることを認めている証左ではないでしょうか。改めて、総理の明確な答弁を求めます。

また、派遣労働者は、年齢が上がっても賃金が上がらないどころか下がる場合も多く、四十代、五十代では同年代の全労働者の賃金の約半分の水準となっていること、その結果、派遣労働者と正社員の既婚率を比較すると、倍以上の開きがあることがわかっています。さらに、派遣労働者の育児休業の取得率は、正社員の十分の一にとどまっています。

この点、派遣労働者をふやすことは、明らかに少子化対策に逆行します。総理の見解を求めます。

連合総研の調査によれば、非正規労働者の三人に一人が、自分の賃金収入が世帯収入の約半分以上を占める主たる稼ぎ手という実態があります。

この現実を重く受けとめ、均等待遇については、調査研究などとお茶を濁している場合ではなく、今すぐ法制化をすべきです。

この点、私たちは、昨年、維新の党などと野党四党で、同一労働同一賃金法案を衆議院に提出いたしました。

EU指令には均等待遇が明記をされており、派遣労働は一時的、臨時的な働き方であるという原

則とともに、派遣法制における国際標準となっております。

しかし、本改正案はそのどちらも確保されておらず、国際的にも恥ずかしい内容のものとなっております。

均等待遇が徹底されていれば、正社員と同じ賃金に派遣会社へのマージンが加わり、本来、派遣先が派遣労働者を使うことは割高になるはずで、その結果、派遣労働者を安価な労働力として利用することの抑制にもなります。

厚生労働省は、EUと日本では賃金事情が異なり、均等待遇は困難としていますが、実は、韓国や中国でさえ、均等待遇を法律で定めています。韓国や中国でできていることがなぜ我が国にできないのか、総理の明確な答弁を求めます。

リーマン・ショック後の派遣切りや年越し派遣村が大きな社会問題になったことを反省し、労働者保護のための法改正を行ったはずなのに、なぜ派遣労働者をふやそうとするのか。今、法改正を行う必要性、緊急性はないはずであります。

ところが、厚生労働省は、十・一問題という説明ペーパーまで作成し、本法案を十月一日までに成立させないと大変なことになると吹聴して回っています。

十月一日になると、二〇二二年の法改正で創設された労働契約申し込みなし制度が施行されます。現行制度のままこの制度が適用されると、各派遣社員の業務が専門二十六業務に該当する適法

な派遣かどうかについて、派遣社員と派遣先で争いが起きて訴訟が乱発されるという、経済界等の懸念があるというのです。

また、この説明ペーパーでは、このままでは派遣先が派遣の受け入れをやめ、全体の四二%、約五十万人の大量の失業者が出ると不安をあおっています。

しかし、実際には、明確な専門二十六業務に従事している派遣労働者が多数で、問題になり得る業務についても、ほとんどの企業はこの三年間の猶予期間に対応を済ませており、大量の失業者が出る事態は起こり得ません。内容は虚偽であり、悪質なプロパガンダです。

問題のペーパーの作成責任者は誰なのか、厚労省の正式な文書なのか、また、全体の四二%、約五十万人の受け入れを派遣先がやる結果、大量の派遣労働者が失業する可能性があるという記述は厚労省の公式見解なのか、以上三点について明確な答弁を求めます。

もし、答えられない、あるいは公式見解でないとするれば、この文書は虚偽の内容の怪文書ということになります。国会での法案審議入り前に、虚偽の内容の怪文書を厚労省が配付して根回しを行っていたとすれば、前代未聞であります。その場合どう責任をとるつもりか、大臣の明確な答弁を求めます。

さらに、違法派遣を合法化してほしいという経済界の不純な要望に應えるのが本改正案の目的だ

とすれば、盗人だけ欲しいというのはこのことであります。総理の見解を求めます。

私は、そもそも、法案の提出に至る過程に大きな疑問を抱いています。

二〇一三年八月に出された厚労省の研究会報告書は、その直前に日本人材派遣協会がまとめた報告書の内容どおりとなっています。

また、派遣業界代表者二名がオブザーバーとして労働力需給制度部会の議論に参加をしていました。当事者の意見を聞くだけならヒアリングを行えば済むはずなのに、直接の利害関係者を議論に参加させる必要があったのでしょうか。

一方で、田村前厚生労働大臣は、派遣業界からの政治献金を受けていました。

労政審の建議の中には、当部会の運営について、直接の利害関係を有する派遣元事業主が非常に多くの発言を行う等、委員以外の構成員と委員の発言機会のバランスに懸念があったと、異例の記述が残っています。

さらに、私は、厚生労働委員会において、労働者保護ルールの改善を推進する産業競争力会議の議員が会長を務めている大手人材派遣会社の接待施設に、当時、派遣会社を指導監督する立場の厚労省の現職大臣だった田村前大臣が行っていたことも明らかにしました。

業務区分に関係なく、三年ごとに人を入れかえれば、どんなに長期間であっても派遣受け入れを可能にし、特定派遣の規制強化で中小派遣事業者

の淘汰と大手人材派遣事業者への寡占化を進める改正案の内容は、労働移動支援助成金の大幅な拡充と相まって、大手人材ビジネス産業の利益のためではないかと懸念を抱かざるを得ません。この点、総理から、反論があればいただきたいと思えます。

ことし一月、厚労省の派遣法担当課長が、人材派遣業界の新年賀詞交歓会で、派遣労働は物扱いだったと挨拶をいたしました。

派遣労働者を物扱いするような制度をつくり、これまで三十年以上運用してきたのはどこの誰なのか。担当課長の他人事のような発言には強い怒りを禁じ得ません。

派遣労働者を物扱いすることは、今回の法改正によっても何も変わらないどころか、さらに物扱いを固定化し、一生派遣の労働者はむしろふえると思いますが、総理、いかがでしょうか。

一方で、この発言は、ある意味、労働者派遣制度の本質的な問題を言いあらわしていると思えます。会社によつては、正社員の人件費は人事部で管理し、固定費とみなしていますが、派遣費用は物件費として扱い、購買部で管理をしています。

つまり、人件費ではなく物件費であり、それゆえに削減の対象となりやすいのです。

また、派遣労働が非正規雇用の中でもとりわけ問題なのは、間接雇用という解雇しやすい雇用形態だからです。

舛添都知事は、厚労大臣当時に衆議院の予算委

員会で、他人に首切りさせる、それが派遣業なわけですと答弁しました。つまり、派遣とは、人にやめてもらうという一番嫌な仕事をアウトソーシングしているわけです。

一定期間一緒に仕事をしてきた人間に直接やめてほしいと言うことは、心理的な抵抗があります。しかし、派遣なら、派遣元に一本電話をすれば済んでしまいます。この点、間接雇用である派遣労働者は、非正規雇用の中でも解雇されやすく、特に問題が多いことを総理はお認めになりませんか。

派遣労働者は解雇されやすいからこそ、本法案では雇用安定化措置が定められています。

しかし、このうち、派遣先での正社員登用は、クライアントである派遣先に派遣元が強く物を言えないため期待できず、全く実効性がありません。

次に、みずからのコストとなる派遣元での無期雇用の可能性も低く、結局は、新たな派遣先の紹介くらいしかできないと思われれます。

派遣先の紹介は派遣業の本来業務であり、これが果たして雇用安定化措置と言えるのか。法改正は、政府の言うように派遣労働者の正社員化や待遇改善につながるどころか、ますます正社員になりにくくなる法改正と考えますが、総理、いかがでしょうか。

前回、本法案が廃案となったのは、塩崎大臣が法案の内容を十分に理解しておらず、五回も誤った答弁を繰り返したためでした。

法案では、三年を超えて同一の事業者で派遣労働者を受け入れる場合に、過半数労働組合等からの意見聴取を行い、意見があつた場合には対応方針等を説明しなければなりません、了解が得られなくても、説明さえすればよいという仕組みになっていきます。

しかし、大臣は、厚労委員会で、過半数組合の了解を得なければならないと間違つた答弁をしました。大臣も本音では、過半数組合が大反対でも、それを無視して派遣期間を延長できるという法案はおかしいと考えているのではないのでしょうか。答弁を求めます。

本法案を含め、安倍政権では、労政審での労使の合意のないまま一方的に法案を提出する手法が横行しています。

ワークルールの変更は公労使三者構成の審議会での合意を前提とするというILOの基本原則を安倍政権が無視していることに對する総理の答弁を求めます。

働く者や若者を犠牲にして、企業が一番活動しやすい国をつくらうとすることが、どうして成長戦略なのでしょう。

皆さん、御自身のお子さんやお孫さんが正社員になりたいくてもなれない世の中をつくつてよいのでしょうか。若者に安定雇用を与えることが政治の責任であるはずなのに、正社員になれず一生派遣で働く若者をふやす法改正は間違つています。私たちは、そのような派遣法改悪は断固として

阻止することを申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 議員諸君に申し上げます。思います。

活発な議論は議長も望むところでございますが、答弁者に発言が聞こえないような不規則な発言は厳に注意をしていただきたいと思ひます。

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大西健介議員に回答をいたします。

米議会での私の演説における、平和安全法制の成立時期に関する発言についてお尋ねがありました。

今般、米国上下両院の合同会議における演説で、平和安全法制の成立をこの夏までにと申し上げ、私の決意をお示しいたしました。これは初めて申し上げたのではなく、昨年来、記者会見や国会答弁の中で、今通常国会での成立を図るとの私の決意を繰り返し申し上げてきております。

そもそも、平和安全法制は、平成二十四年の総選挙以来、これまで三回の選挙で常に公約に掲げ、一貫して訴えてきた課題であります。特に、さきの総選挙では、昨年七月一日の閣議決定に基づき、平和安全法制を速やかに整備することを明確に公約として掲げ、国民の皆様の審判を受けました。

法整備の方針を閣議決定した上で、選挙において速やかに整備することを公約した以上、選挙直

後の今通常国会においてその実現を図ることは、当然のことです。

このため、昨年十二月二十四日、総選挙の結果を受けて発足した第三次安倍内閣の組閣に当たつての記者会見において、平和安全法制は通常国会において成立を図る旨申し上げ、国民の皆様に私の決意をお示しいたしました。

そして、さらに、本年二月の衆議院本会議において、二度にわたり、今国会における成立を図る旨答弁をいたしております。

米議会での演説においても、改めてこのような私の決意を申し上げたものであり、国会軽視との御指摘は全く当たらないものと考えています。

派遣労働者数の動向等を踏まえた検討規定についてのお尋ねがありました。

今回の改正案では、派遣元に対し、計画的な教育訓練を新たに義務づけるなど、希望する派遣労働者の正社員化を進めることとしています。

しかしながら、派遣労働者数の変動については、景気や雇用失業情勢のほか、多様な働き方を希望する労働者の意向など、さまざまな要因の影響を受けるものであり、予想することは困難です。このため、施行後のいかなる状況にも対応できるように、必要に応じて検討を行うこととしたものであります。

改正案と少子化対策の関係についてお尋ねがありました。若い世代の結婚、子育ての希望をかなえるため

には、安定的な経済的基盤の確保が必要です。

このため、今回の改正案では、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、正社員にしたり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置や、派遣期間を通じた計画的な教育訓練を新たに義務づけるなど、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップを支援することとしています。

これらを通じ、働き方にかかわらず、安心して家庭を持つことのできる環境の整備に取り組んでまいります。

均等待遇についてのお尋ねがありました。

同一労働に同一賃金が支払われるという仕組みは、一つの重要な考え方と認識しています。しかし、ある時点で仕事と同じであつたとしても、さまざまな仕事を経験し責任を負っている労働者と経験の浅い労働者との間で賃金を同一にすることは難しいものであります。我が国で直ちに広い理解を得ることは難しいものと考えています。

このため、改正案では、賃金、教育訓練及び福利厚生面で派遣先の責任を強化するなど、まずは派遣先の労働者との均等待遇を進めることとしています。

また、諸外国における均等待遇の制度や運用状況等については不明な点も多いことから、均等・均衡待遇の確保のあり方について検討するため、EU諸国のほか韓国などを含め、調査研究に取り組んでまいります。

経済界の要望等についてお尋ねがありました。

平成二十四年の法改正により、派遣先において、派遣受け入れ期間の制限に反するなど違法な派遣の受け入れがある場合に、その派遣労働者に直接雇用の契約を申し込んだものとみなす制度が設けられ、本年十月からの施行が予定されています。

他方、現行制度では、専門二十六業務について派遣受け入れ期間の制限対象から除外しています。が、対象業務に該当するかどうかわかりにくい等の課題があるため、改正案では、現行の期間制限を廃止し、全ての業務に適用されるわかりやすい仕組みを設けることとしています。

これは、平成二十四年改正の際の自公民三党の合意を踏まえたものであり、違法派遣を合法化してほしいという要望に応えるとの御指摘は当たりません。

大手人材ビジネス産業との関係についてお尋ねがありました。

今回の改正案は、業務単位の期間制限を廃止し、全ての業務に適用されるわかりやすい仕組みを設けるとともに、一部届け出制となっている労働者派遣事業を全て許可制とするなど、派遣労働者の保護の観点から必要な規制の強化を図るものです。

また、労働移動支援助成金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職を支援するため、拡充したところです。

こうした仕組みを通じ、働く方の選択がしつかり実現できる環境を整備することとしており、大手人材ビジネス産業の利益のための改正との御指摘は、これも全く当たりません。

一生派遣の労働者がふえるのではないかとのお尋ねがありました。

現行制度では、期間制限の上限に達した派遣労働者への対応策がなく、雇用が不安定になっていくという課題があることから、今回の改正案では、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置や、派遣期間を通じた計画的な教育訓練を新たに義務づけるなど、派遣就労への固定化を防ぐ措置を強化することとしています。

したがって、物扱いを固定化し、一生派遣の労働者がふえるとの御指摘は不適切であり、全く当たっていません。

派遣労働者の解雇の問題についてのお尋ねがありました。

一般に、派遣という働き方は、派遣期間が終了すればそのまま職を失うこともあるなど、雇用の安定が図られにくい面があります。

このため、今回の改正案では、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、派遣先に直接雇用を依頼するなど、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする雇用安定措置を新たに義務づけることとしています。

また、平成二十四年の法改正において、派遣先の都合による労働者派遣契約の中途解除に当たっては、派遣先に対し、新たな就業機会を確保する等の義務を設けたところであります。

雇用安定措置についてのお尋ねがありました。

一般に、派遣という働き方は、派遣期間が終了すればそのまま職を失うこともあるなど、雇用の安定やキャリア形成が図られにくい面があります。

このため、今回の改正案では、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、派遣先に直接雇用を依頼するなど、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする雇用安定措置を新たに義務づけることとしています。

また、派遣先についても、直接雇用の依頼があった派遣労働者に対し、労働者の募集に関する情報を提供するなど、新たな義務を課すこととしています。

さらに、一部届け出制となっている労働者派遣事業を全て許可制とし、雇用安定措置を講じない派遣元に対しては厳正な指導等を行い、義務の履行をしつかりと確保していくこととしています。

労働政策審議会での合意についてのお尋ねがありました。

政府としては、公労使から成る労働政策審議会の審議を経て雇用政策に関する法案を提出しており、ILOの三者構成の原則を無視しているとの御指摘は当たりません。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣塩崎恭久君 大西健介議員から、三

点お尋ねを頂戴いたしました。

朝食会での発言についてのお尋ねでございます。

四月二十日の日本経済研究センター主催の朝食会では、私は原稿なしで話したものでございまして、また、記録を残していない会合であつて、具体的な発言内容の一字一句までは記憶をしておりません。

ただ、御指摘のような内容は私の真意とは異なっており、私が申し上げたかったことは、企業経営者の中には、高度プロフェッショナル制度を小さく産んで大きく育てたいとお考えの向きもあるかもしれないが、そうした発想は変えていただきたい、法案の国会審議を控え、高度プロフェッショナル制度の対象範囲が狭過ぎる、対象を拡大すべき等の声が経営者側から上がれば、審議にも影響しかねないので自制していただきたいということでありました。

このため、私の発言について、撤回も謝罪も行うつもりはございません。

法案施行日の補足説明用に担当課が作成したペーパーについてのお尋ねがございました。

このペーパーは、法案担当課において、法案の施行日の説明を行う際の補足資料として作成され

たものであり、議員から個別に施行日に関する御質問があつた場合などに、必要に応じて使用されたと聞いております。

あくまで補足的な説明を行うために使用すること自体は問題がないと考えておりますけれども、説明に必要な表現や客観性を欠いた表現が散見されることから、私の責任により、これらを見直し、省として改めて法案の早期成立の必要性を整理し、省としての正式なペーパーを作成させたところでございます。

過半数組合等への意見聴取についてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、派遣先で正社員が派遣で働く方に代替されることを防ぐため、派遣先に対し、事業所単位の期間制限を課し、三年を超えて派遣で働く方を受け入れようとする場合には、過半数労働組合等からの意見聴取を新たに法的に義務づけることとしております。

さらに、意見聴取の際の反対意見に対する対応方針の説明、意見聴取等の記録の事業所内での周知を新たに法的に義務づけるなど、実質的な労使間の話し合いを担保する仕組みを設けることとしており、派遣先が労働者側の意見を尊重することが期待されるため、歯どめ効果があるものと考えてございます。

以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) 井坂信彦君。

(井坂信彦君登壇)

○井坂信彦君 維新の党の井坂信彦です。

維新の党を代表して、派遣法に関して質疑をいたします。(拍手)

今回の法改正には、さまざまな規制緩和と規制強化がまざつています。許可制の一般労働者派遣事業と届け出制の特定労働者派遣事業を許可制に一本化したり、専門二十六業務と自由化業務を一本化するなど、継ぎはぎだらけだった複雑な制度をシンプルにまとめた、評価できる点もあります。

それでは、なぜ派遣法改正が後半国会の対決法案と呼ばれるのか。

その理由は、今回の法改正を経ても、派遣法には三つの懸念が残るからであります。

一つ目は、望まない派遣労働者の雇用枠がふえるのではないかと懸念、常用代替防止の問題です。二つ目は、派遣労働者の低賃金、低待遇が続くのではないかと懸念、同一労働同一賃金の問題です。三つ目は、派遣労働者の雇用は極めて不安定なままではないのかという懸念、雇用安定化措置の問題です。

本日は、まず、労働法制に関する政府の基本的な考え方から伺います。

総理は常々、多様な働き方を求める労働者のニーズに応えると答弁をしておられます。しか

し、非正規も含めた多様な働き方が存在するだけでは、ライフスタイルに合わせて労働者が働き方を自由に選べることにはなりません。

会社をやめる人が一定数存在して、やめた社員が穴を埋めるために正社員の求人も非正規の求人も常に一定数あるという状況でなければ、働き方の選択肢は事実上ないに等しいわけであり、労働市場の流動性を高めることについては、賛否両論あります。流動か安定かの二者択一ではなく、会社に人生を縛られないための流動性という考え方もあります。

一方で、人生の途中で働き方を選び直すということは、一時的に失業することでもあり、手厚い失業給付と、そして短期間で次の仕事につける強力な再就職支援をセットで考えなければいけません。

政府は、労働市場の流動性を高めるべきだと考えているのか否か、総理に伺います。

衰退産業から成長産業への労働移動という業界をまたいだ流動性だけでなく、業界内の正社員同士の流動性、また正社員から非正規、非正規から正社員への双方の流動性についても、それぞれ答弁を求めます。

次に、派遣を含めた非正規労働がふえる理由について伺います。

日本では、非正規労働がふえている理由は、労働者が望んでいるからではなく、企業側が正社員

より非正規を好んで雇いたがるからであります。

非正規労働者は正社員に比べて安く雇えて解雇もしやすいとなれば、企業側の経営判断が非正規をふやす方向に傾くのは避けられません。

正社員と非正規の賃金格差については、後ほど質問をいたします。

企業が派遣を初めとする非正規を雇いたがることと、日本の労働法制における正社員の解雇規制との関係について、総理の見解を伺います。

一方で、非正規を望んで続けている労働者も一定数存在します。

その理由は、働く時間や場所が限定されている、自分の専門業務だけができるなどとされ、残業や転勤が多く、業務範囲が際限なく広がる正社員の問題と裏表の関係にあります。

職務やポストにひもづけられるいわゆるジョブ型雇用ではなく、とにかく会社所属して何でもやるというメンバーシップ型雇用、無限定正社員とも呼ばれる日本の正社員のあり方について、総理の問題意識を伺います。

続いて、今回の法改正における三つの懸念の一つ目、望まない派遣労働者の雇用枠がふえるのではないかと、常用代替防止の問題に入ります。

これまで、専門二十六業務を除き、派遣先企業が、ある業務に三年間派遣労働者を配置したら、その業務には四年目以降は派遣労働者を配置してはいけないという期間制限がありました。

今回の法改正で、派遣先企業は、労働組合や従業員代表の意見さえ聞けば、同じ業務に六年でも九年でも派遣労働者の配置を延長できるようにします。反対意見があつても対応方針さえ説明すれば延長可能、従業員代表の選び方の問題や、派遣業者に無期雇用されている派遣労働者は対象外になるなど、期間制限の事実上の撤廃と言える法改正です。

一方で、改正案は昨年から修正され、新たに、派遣は臨時的、一時的なものであるという原則が明記されました。これは、派遣先企業から見て派遣労働者の使い方が臨時的、一時的という意味も含むと、既に厚生労働大臣から答弁を得ています。

この仕組みでなぜ、派遣先企業による派遣労働者の利用が臨時的、一時的と言えるのか、期間制限の緩和と今回新たに追加された原則の矛盾について、総理の答弁を求めます。

派遣先企業から見た期間制限は緩和されましたが、新たに設けられた個人単位の期間制限により、有期雇用の派遣労働者は三年ごとに必ず職場をかわらなければならなくなりました。これまで期間制限のなかったソフトウェア開発技術者やアナウンサーでも、三年で別の部署か別の会社に戻り派遣されることとなります。

派遣労働者を一つの派遣先に固定しない方がキャリアアップにつながるんだと大臣は説明をさ

れます。しかし、三年で必ずいなくなる派遣労働者に、派遣先企業が業務の本質的な技能を教えることはなく、派遣先が三年ごとにころころかわると、かえつて派遣労働者の技能が向上しないおそれがあります。

個人単位の期間制限があつても、派遣先企業は三年ごとにAさん、Bさん、Cさんと人をかえて、同じ業務に派遣労働者を配置し続けることができるので、常用代替防止の役には立ちません。

個人単位の期間制限は、こうして考えると、一体誰にどのようなメリットがあるのか。派遣先企業、派遣業者、そして派遣労働者のそれぞれのメリットについて、大臣に伺います。

懸念の二つ目は、派遣労働者の低賃金、低待遇が続くのではないかという同一労働同一賃金の問題です。

政府や派遣業者が正社員化を進めても、同一労働同一賃金が実現しないまま派遣先企業が派遣の雇用枠をふやし続ける限り、望まない派遣労働者はふえます。今回の法改正は、一生派遣の若者がふえると批判をされています。

そこで総理に伺いますが、今回の法改正を経て、仮に一生派遣でも、結婚して、一家の大黒柱として家計を支え、子供を育てることができるようになるのか、それとも、一生派遣では結婚も子育ても経済的に難しいので、一生派遣はあつてはならないと考えているのか、それぞれ答弁を求め

ます。

派遣労働者も正社員と同じ業務なら同等の賃金が得られるという同一労働同一賃金について、維新の党は昨年秋季に議員立法を提出し、本会議でも委員会でも再三質疑をしてみました。しかし、答弁はいつも、重要な考え方だが、日本の雇用慣行など乗り越えるべき課題があり難しいとまつております。

難しい課題を乗り越えて、同一労働同一賃金の実現を目指すとはつきり言っていただけかもしれません。総理の明快な答弁を求めます。

ことしの予算委員会で、維新の党代表の江田憲司議員に対する答弁で、同一労働同一賃金について諸外国の制度を調査すると約束してくださったのは、一歩前進と評価をしております。

一方で、職務で賃金が決まるジョブ雇用ではなく、能力、経験、勤続年数で賃金が決まるメンバースhip型雇用である日本の雇用慣行に課題があることは、政府も答弁で認めているところであります。

調査だけでなく、既に明らかなこれらの課題に対して、例えば職務定義に基づくジョブ型雇用契約を推進するなど、具体的な解決策を実行すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

また、派遣業者が派遣先企業に余りにも安過ぎる派遣料を提示すると、それに連動して派遣労働者の賃金も下がってしまう、同一労働同一賃金に

逆行することになります。

派遣業者による過剰な値下げ競争の問題点について、総理の見解を伺います。

今回の法改正における三つ目の懸念は、派遣労働者の雇用は極めて不安定なままではないのかという雇用安定化措置の問題です。

派遣業者は、まず、派遣労働者を派遣先企業に直接雇ってもらえるように依頼することが義務づけられます。しかし、この仕組みの実効性には疑問があります。派遣業者にとつては、優秀な派遣労働者を手放すのはビジネス上の大きな損失です。派遣労働者が派遣先企業に直接雇用されると、派遣業者も得をする明快なインセンティブ、動機づけが必要です。

派遣業者が職業紹介の許可を受ける以外にどのような工夫が考えられるのか、大臣の答弁を求めます。

派遣業の特徴は、複数の派遣先企業とジョブ型雇用の契約を結び、企業を超えて職務そのものに値段をつける機能があることです。さらに、派遣先企業に直接雇用を求める機能が十分に発揮されれば、派遣労働者と正社員の賃金も徐々に近づいていきます。

派遣業が媒介となつて、同一労働同一賃金を意識した企業横断型のジョブ型賃金体系をつくるビジョンはあるか、総理の見解を伺います。

労働法制の改革に当たっては、派遣労働者も含

め、一人一人がしっかりと稼いで豊かな人生を送れる国を目指さなければいけません。

維新の党は、イデオロギーにとらわれず、新しい社会制度を提案し、その実現に向けて行動し続けることをお誓い申し上げ、質問を終わります。どうもありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 井坂信彦議員にお答えをいたします。

労働市場の流動性についてお尋ねがありました。

安倍内閣においては、働く方の自発的な意思に基づく労働移動を支援するとともに、成熟産業から成長産業に円滑に人材が移動する、失業なき労働移動の実現を基本方針としております。その上で、異業種間が同業種内にかかわらず、労働移動を円滑化する取り組みを進めてきたところであります。

非正規雇用の方については、勤務時間の自由度が高いなどのメリットがある一方、正規雇用に比べて雇用が不安定、賃金が低いといった課題があるため、今回の改正案やキャリアアップ助成金などにより、希望する方の正社員化に向けて取り組みを促進してまいります。

非正規雇用についてのお尋ねがありました。非正規労働については、ワーク・ライフ・バランスの観点等から、みずからの働き方として選択

する方がある一方、企業でも必要な労働力を迅速に確保できるなど、労使双方のニーズにより増加してきた側面があります。

また、最近では、高齢層の雇用確保措置や、景気回復に伴いパートで働き始める方の増加といった要因も考えられます。

なお、解雇については、労働契約法において、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上ふさわしいと認められない場合は無効とすると定められており、このルールは、非正規雇用労働者にもひとしく適用されるものです。

仮に解雇をめぐる紛争が生じれば、このルールのもとで、働き方の実態に即して司法判断されることとなりますが、いずれにしても、雇用の安定に課題のある非正規雇用労働者については、キャリアアップ助成金の活用などにより、しっかりと対応してまいります。

正社員のあり方についてのお尋ねがありました。

我が国の労働市場が抱える課題の一つに、雇用が安定し賃金も高いが、働き方の拘束度が高いなどの課題がある正社員と、柔軟な働き方ではあるが、雇用が不安定で賃金が低いといった課題のある非正規雇用労働者という、働き方の二極化があると認識しています。

この二極化を解消し、雇用形態にかかわらず安心して働くことのできる環境を整備するために

は、勤務地や職務を限定した正社員など、多様な働き方の普及を図っていくことが重要な方策の一つであり、このため、多様な正社員制度を導入する企業への助成等を実施しています。

また、働き過ぎの防止も重要な課題であり、過重労働等が疑われる企業への監督指導の強化を図っているところです。

期間制限の見直しについてお尋ねがありました。

今回の改正案では、業務により異なる現行の期間制限を廃止し、全ての業務を対象として、派遣労働者ことの個人単位で、同じ職場への派遣は三年を上限とし、延長できない、ただし、派遣先の事業所単位で、受け入れ期間の上限を三年とした上で、延長する場合には、現場の実態をよく知る過半数労働組合等からの意見聴取を義務づけることとした、二つの期間制限を設けることとしています。

また、意見聴取について、反対意見があったときには、事前に対応方針を説明するなど、労使間で実質的な話し合いができる仕組みをつくることとしています。

このように、派遣の受け入れは、原則、臨時的、一時的なものに限ることとしています。派遣労働者の家計についてのお尋ねがありました。

まず、今回の改正案は、派遣就労への固定化を

防ぎ、正社員を希望する派遣労働者についてその道が開けるようにするものであり、御指摘のような一生派遣をふやそうとするものではありません。

また、ワーク・ライフ・バランスなどの観点から、派遣という働き方をみずから選択する方については、賃金、教育訓練及び福利厚生との面で派遣先の責任を強化するなど、待遇改善を図ってまいります。

このように、働く方それぞれの選択がしっかりと実現できるように環境を整備してまいります。

同一労働同一賃金を目指すべきとお尋ねがありました。

同一労働に対し同一賃金が支払われるという仕組みは、一つの重要な考え方と認識しています。

しかし、ある時点で仕事と同じであったとしても、さまざまな仕事を経験し責任を負っている労働者と経験の浅い労働者との間で賃金を同一にすることに、直ちに広い理解を得ることは難しいものと考えています。

このため、改正案では、賃金、教育訓練及び福利厚生の面で派遣先の責任を強化するなど、まずは派遣先の労働者との均衡待遇を進めることとしています。

また、均等・均衡待遇の確保のあり方について検討するため、均等待遇の原則が適用されている諸外国の制度や運用状況等に関し、調査研究に取り組むこととしています。

同一労働同一賃金の実現に向けた解決策やビジョンについてお尋ねがありました。

労働者派遣は、仕事の内容が派遣契約等で明確になっており、賃金等も通常それに対応するものであることから、均等待遇の前提となる職務給に適した面もあると考えられます。

しかしながら、我が国では、能力や経験など、さまざまな要素を考慮して働く方の処遇が決定される職能給が採用されていることが多く、直ちにそうした派遣先の労働者との間で賃金を同一にしていくことは困難であると考えます。このため、今回の改正案では、賃金、教育訓練及び福利厚生面で派遣先の責任を強化するなど、まずは均等待遇を進めることとしています。

同一労働同一賃金への課題の解決に向けて今後具体的な検討を行っていくためにも、諸外国において均等待遇の前提となる職務給が広く普及している背景を含め、まずは詳細な調査研究を進めていく必要があると考えています。

派遣会社の競争と派遣労働者の賃金についてのお尋ねがありました。

契約自由の原則のもと、派遣料金は基本的に派遣会社と派遣先との間で決定されるべきものです。が、それによって派遣労働者の待遇が低く固定されるようなことがあってはなりません。

このため、今回の改正案では、賃金等の面で派遣先の責任を強化するなど、派遣労働者の待遇改

平成二十七年五月十二日 衆議院会議録第二十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する伊佐進一君の質疑

労働者派遣事業

一

善を図るとともに、派遣会社による計画的な教育訓練を新たに義務づけるなど、キャリアアップを支援することとしています。

こうした取り組みを通じ、派遣会社の競争によつて派遣労働者の待遇が犠牲になることがないよう取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 井坂信彦議員から二点頂戴をいたしました。

今回の個人単位の期間制限を設ける目的についてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、派遣で働く方の同じ職場への派遣は、三年を上限として、節目節目でキャリアを見詰め直す機会を設けることとしており、派遣元が実施する計画的な教育訓練等と相まって、派遣で働く方のキャリアアップの契機としていただくこととしております。

また、わかりにくいとの指摘がある現行の期間制限について、わかりやすい制度となるよう見直すことは、派遣元、派遣先の双方にとってメリットがあると考えております。

派遣労働者の直接雇用に関する派遣元への動機づけについてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、派遣元に対し、同じ職場で三年派遣で働いた方が引き続き就業することを希

望する場合の派遣先への直接雇用の依頼を含む雇用安定措置を新たに法的に義務づけております。

政府としては、今回の措置に加え、予算措置として、派遣で働く方を正社員として雇用した場合のキャリアアップ助成金の拡充、派遣契約に、派遣先が派遣終了時に直接雇用する場合に派遣元に紹介手数料を支払う旨の規定等を盛り込むことの義務づけを通じて、派遣先及び派遣元に対して直接雇用の動機づけを行い、派遣で働く方の派遣先における正社員採用や直接雇用を後押ししていきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 伊佐進一君。

(伊佐進一君登壇)

○伊佐進一君 公明党の伊佐進一です。

公明党を代表いたしまして、たたいま議題となりました労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

派遣労働者の方々が、正社員を望むなら、キャリアアップ支援などの措置によつて正社員への道を開き、また、もし派遣という形態を選択するのであれば、労働者としてその権利が十分に守られるようにする、これが重要なポイントです。また、そのためには派遣業界の健全化も求められており、本法案においては、派遣事業を全て許可制

にし、許可取り消しを含めた厳格な制度に変わります。

こうした点において、今回の法改正は、派遣労働者の雇用安定と正社員化に向けた大きな一歩であると思います。まず、改めて、本法案の目的と意義について総理に伺います。

一方で、本法案が生涯派遣となる生涯派遣法だとの批判もあります。

正社員を望む派遣労働者にとつて最も不安定な状況の一つは、有期の雇用が繰り返される状況です。契約期限が近づくと、次は契約が更新されるのか、さらに次は大丈夫かと、常に不安の中で働いています。この不安定な状態に固定される有期雇用への固定化では、全く将来が見えません。こうした現状こそが、生涯派遣という批判に当たるものと思われま

す。正社員を目指す派遣労働者においては、まずは、少なくとも、この有期雇用の反復という状態から抜け出すための支援が必要です。

労働契約法においては、有期契約から無期契約への転換が規定されています。また、我々公明党も、有期労働契約から、より雇用の安定した、期間の定めのない労働契約に転換していくことを目指しています。

そこで、厚生労働大臣に伺います。生涯派遣という批判もありますが、今回の法改正は、正社員を希望する人にとっては、有期から

無期への転換というステップも含めて、ゴールとしての正社員化を目指すものと理解しています。が、いかがでしょうか。

次に、派遣期間について伺います。

現行制度においては、派遣として同じ仕事に携われるのは、原則一年、最長でも三年です。しかし、これまでは、係さえかえれば、同じ職場、同じ個人でも、派遣を繰り返すことが認められておりました。しかも、その場合、過半数組合等への意見の聴取すら必要ありませんでした。また、三年の派遣期間の途中で交代した場合、新たに雇われた派遣労働者は、その残りの期間しか働けないという制度になっておりました。

しかし、今回の法改正では、初めて派遣労働者個人に焦点が当たり、個人単位の期間制限が設けられることになりました。同じ個人が同じ課の中で異動しても、延長は認められません。事業所内で課を超えて大きく異動したとしても、過半数労働組合等への意見聴取の義務が課されています。

このように、派遣労働者個人に着目し、個人単位の期間制限など、派遣労働者個人の固定化を避けるために一歩進んだものとなっていると思われ

ますが、厚生労働大臣の明快な答弁を求めます。現在、専門的業務である二十六業務には、派遣の期間制限が設けられておりません。改正案においては、専門的業務という判断基準が曖昧であったため、この二十六業務を廃して、全ての業種に

一律に期間制限を設けることとしています。これに對して、安定的な二十六業務の雇用を不安定にするものだという批判がございます。

しかし、そもそも、この二十六業務の見直しについては、平成二十四年、派遣法改正時における附帯決議に基づいて行われるものであり、その附帯決議は、当時の与党民主党を初め、自民党、公明党ほか、多くの会派の賛成を得て、衆参両院で付されたものです。

派遣労働者の観点からいえば、現在の二十六業務に該当し、派遣の期間制限を受けない労働者は、全体の四割です。しかし、制限がないからといって、実際に無期雇用されている労働者は一七％しかおりません。期間制限がないにもかかわらず有期雇用が繰り返されている方々に對して、きちんとした措置を設けることが求められています。

そこで、厚生労働大臣に伺います。

今回の二十六業務の撤廃は、企業にとってわかりやすいだけではなく、こうした派遣労働者にとつてもメリットがあるものと言えるのか、見解を伺います。

派遣労働が臨時的かつ一時的な働き方だということ、これまでの派遣法の原則でもありました。今回の法改正でもその原則は変わるものではなく、むしろ、前回提出の法案に書き加えられる形で、派遣就業が臨時的かつ一時的なものである

との規定が初めて法文上に明記されました。

改めて、派遣労働が臨時的かつ一時的なものであることを原則として初めて明記した趣旨について、厚生労働大臣に所見を伺います。

均等待遇、均衡待遇について伺います。

均等待遇への考え方については、これまでの法案審議において、政府側から累次示されてきております。総理の答弁においては、同一労働同一賃金が保障される仕組みをつくることは重要な考え方とした上で、均等待遇の実現には、我が国の労働市場においては乗り越えていくべき課題があると述べられ、まずは均衡待遇を目指すとしています。

今回の法案の附則においては、前回から修正が加えられ、均等・均衡待遇について検討するため、調査研究その他の必要な措置を講ずると明記されました。

均等待遇、すなわち同一価値労働において同一賃金が保障されるとの考え方は、派遣労働者かどうかなんてではなく、正規か非正規も含めて、雇用形態によつて左右されないことが重要であり、これが目指すべき雇用の形であると考えます。

今後、均等・均衡待遇についてもしっかりと調査研究を進めていただき、我が国が目指すべき労働市場、雇用制度を議論していただきたいと思いますが、総理にその決意を伺います。

公明党青年委員会は、これまでも、現場を走り、働く若者の声に耳を傾けてまいりました。二十八万六千人へのアンケート調査をもとにしたワーク・ライフ・バランスに関する提言、また、全国で青年市民相談会を五十回以上開催し、多くの若者の声を聞いて青年政策アクションプランを作成するなど、現場の声を予算編成や制度の拡充、法改正につなげています。

これからも、地域社会の中で働く一人一人の声を大切にしながら、そこに寄り添い、着実に雇用環境の改善に取り組んでいく決意を申し述べ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣安倍晋三君 伊佐進一議員に回答をいたします。

法案の目的と意義についてお尋ねがありました。

一般に、派遣という働き方は、賃金水準が正社員に比べ低い傾向にあり、雇用の安定やキャリア形成が図られにくい面があります。

このため、今回の改正案では、正社員を希望する派遣労働者について、その道が開けるようになるため、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置や、派遣期間を通じた計画的な教育訓練を新たに義務づけるなど、派遣就労への固定化を防ぐ措置を強化することとしています。

また、みずからの働き方として派遣を積極的に選択している方については、賃金等の面で派遣先の責任を強化するなど、待遇の改善を図っていきます。

安倍内閣としては、こうした仕組みを通じ、働く方それぞれの選択がしっかりと実現できるように環境を整備してまいります。

均等・均衡待遇についてお尋ねがありました。同一労働に対し同じ賃金が支払われるという仕組みは、一つの重要な考え方と認識しています。

しかし、ある時点で仕事と同じであったとしても、さまざまな仕事を経験し責任を負っている労働者と経験の浅い労働者との間で賃金を同一にすることに、直ちに広い理解を得ることは難しいものと考えています。

このため、今回の改正案では、賃金、教育訓練及び福利厚生等の面で派遣先の責任を強化するなど、まずは派遣先の労働者との均衡待遇を進めることとしており、これらを通じ、派遣で働く方の待遇改善を図ってまいります。

また、均等・均衡待遇の確保のあり方について検討するため、均等待遇の原則が適用されている諸外国の制度や運用状況等に関し、調査研究に取り組んでいくこととしており、この旨を法案に規定しています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 伊佐進一議員から、四点質問を頂戴いたしました。

今回の法改正の目的についてが第一番目でございます。

今回の法改正は、派遣で働く方の一層の雇用の安定、保護等を図り、正社員を希望する方にはその道を開いていくものでございます。

具体的には、派遣会社に対して計画的な教育訓練やキャリアコンサルティングの実施を、派遣先に対して正社員の募集情報の提供をそれぞれ義務づけ、正社員を希望する方が正社員となるような環境を整備してまいります。

また、委員御指摘のとおり、正社員化へのステップの一つとして、派遣で働く方の無期雇用化を進めるため、無期雇用派遣を期間制限の例外とすることで、そのインセンティブを高めることとしております。

労働者派遣法改正案における期間制限等についてのお尋ねがございました。

今回の改正案では、派遣労働への固定化を防ぐため、派遣で働く方について、同じ職場への派遣は三年を上限とする個人単位の期間制限を新たに課すこととしております。

このため、同じ派遣先において引き続き同じ派遣で働く方を受け入れるためには、少なくとも、派遣で働く方の所属する課を変更しなければなら

なくなることから、現行より厳しいものとなっております。

さらに、派遣元には、希望に応じたキャリアコンサルティングや、計画的な教育訓練の実施が義務づけられているほか、派遣先も正社員化推進措置を講ずることとされており、こうした取り組みを通じて、派遣労働への固定化を防ぎ、正社員を希望する派遣労働者について、その道を開いてまいります。

いわゆる二十六業務の撤廃についてのお尋ねがございました。

現行の労働者派遣法では、派遣先での受け入れについて、専門的な業務であるいわゆる二十六業務を除き、最長三年という期間制限を設けていますが、いわゆる二十六業務の専門性が時代により変化し、対象業務に該当するかどうかかわりにくいといった課題が指摘をされております。

このため、今回の改正案では、業務による期間制限の区分を見直し、派遣労働者個人単位と派遣先事業所単位の二つの期間制限に見直し、労使双方にとつてわかりやすい制度としております。

こうした見直しにより、派遣で働く方について、節目節目で自身のキャリアを見詰め直していただき、キャリアアップの契機としていただくとともに、派遣労働への固定化を防止していくこととしております。

派遣労働を臨時的かつ一時的と明記したこと

についてのお尋ねがございました。

平成二十六年一月の労働政策審議会の建議では、派遣労働を臨時的、一時的な働き方と位置づけることを原則とするともに、派遣労働の利用を臨時的、一時的なものに限ることを原則とすることが適当とされました。

法律上の規定の有無によらず、建議を踏まえた改正後の法律の運用に当たっては、派遣は臨時的、一時的という考え方を踏まえた運用を行うことが求められているものと理解をしておりますが、今回、法律に派遣は臨時的、一時的という文言を規定することにより、その趣旨がより明確になるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 堀内照文君。

〔堀内照文君登壇〕

○堀内照文君 私は、日本共産党を代表して、労働者派遣法改正案について質問します。(拍手)

安倍総理は、戦後以来の大改革などと称して、正社員ゼロ、労働者の使い捨て、長時間労働の押しつけとさらなる過労死を生み出す残業代ゼロ制度など、雇用の破壊を進めようとしています。その最初の具体化がこの派遣法改正案です。

昨年の臨時国会で、総理は、派遣法改正案の質疑の際、我が党の高橋千鶴子議員の質問に答えて、全ての人々が生きがいを持って働くことができる環境をつくっていくと述べました。

ならば、なぜ、労働法制を、打破すべき岩盤規制と呼ぶのですか。労働法制とは、本来、人間らしく働ける環境をつくるためのものであつて、拡充こそすれ、規制打破の対象とはなり得ないではありませんか。総理の基本的な認識を伺います。

ことは戦後七十年です。軍国主義を一掃し、日本国憲法のもとで新しい歩みを始めた国会は、戦前にはなかった労働者を保護する法整備を進めてきました。その一つ、労働基準法は、その第六条で中間搾取を排除し、また、職業安定法は、第四十四条において労働者供給事業を禁止し、直接雇用を大原則とすることを打ち立てたのであります。

ですから、一九八五年、労働者派遣法審議の際、我が党は、これは直接雇用の原則に風穴をあけ、労働者の人間としての尊厳をも奪うものだと厳しく批判をしました。

この派遣法制定から三十年がたちました。この間、一九九九年の派遣労働の原則自由化、二〇〇三年の製造業への解禁などの規制緩和が次々進められました。結果、非正規雇用が広がり、働く貧困層がふえ続けました。

総務省の労働力調査では、一九九五年から昨年にかけて、正規の職員、従業員が五百万人減る一方で、パート、アルバイトや派遣など非正規雇用がおよそ一千万人ふえています。この間の労働法制の規制緩和が不安定な非正規雇用をふやしてき

た一因であるとの認識が、総理にはないのでですか。お答えください。

リーマン・ショック後、大量の派遣切りが行われ、派遣村が各地にできるなど、社会問題となりました。登録型派遣や製造業への派遣の禁止など規制強化の世論が高まり、民主党政権に託されました。しかし、二〇一二年改正までにそれらはほとんど骨抜きにされ、唯一残ったのが、期間制限違反などを犯した派遣先企業が労働者に労働契約を申し込んだとみなす規定でした。それさえも、施行はことしの十月一日へと先送りされました。

本法案が施行日を九月一日にしているのも、このみなし規定を実質発動させないためではありませんか。答弁を求めます。

次に、法案について具体的に伺います。

派遣労働は、あくまで臨時的、一時的な雇用が原則であつて、常用代替であつてはならないと政府は説明してきました。しかし、本法案は、これを担保する派遣期間制限を効力なきものにしようとしています。

法案では、派遣労働者が派遣元に無期雇用されれば、期間制限がかかりません。有期雇用に比べたら身分が安定しているというのがその理由ですが、無期雇用の派遣労働者も、派遣先の仕事がなくれば契約を解除され、解雇されてしまいます。

リーマン・ショック後の派遣切りでも、常用型無期雇用の派遣労働者のうち雇用が継続したのは

二割強にすぎず、離職者のうち、解雇は九四・三%にも上つています。これでどうして雇用が安定していると言えるのですか。お答えください。この法案では、新たに事業所単位及び個人単位で期間制限を設けます。

事業所単位では、同一事業所での派遣労働者の受け入れは三年を上限とするとしています。しかし、過半数労働組合等から意見を聴取し、仮に異議があつても対応方針等の説明をすれば、三年を超えての受け入れが可能になります。意見聴取と説明を義務づけただけで、どうして規制が強化されると言えるのですか。派遣先企業の都合で、歯どめなく派遣労働を使えることになるではありませんか。答弁を求めます。

個人単位の期間制限は三年を上限とするというものの、部署さえかえれば、同じ派遣労働者をずっと使い続けることが可能となるではありませんか。これがまさに生涯派遣と言われるゆえんです。そればかりか、正社員から派遣への置きかえがすすむ進むことになりませんか。そうでないというなら、その根拠を明確に示してください。

法案は、いわゆる専門二十六職種を廃止するとしています。その理由として、専門二十六職種と一般業務との区別がわかりにくいといっています。しかし、そもそも、期間制限のない専門業務といながら、一般業務と変わらない仕事に従事させてきたことが問題です。

現状を追認するのではなく、専門業務をより厳密化するとともに、専門業務で三年を超えて働いてきた派遣労働者を派遣先に優先的に雇用させるべきではありませんか。答弁を求めます。

法案では、派遣労働者の正社員化を含む雇用の安定のためとして、キャリアアップやキャリアコンサルティングを定めています。教育訓練や情報提供、相談活動を幾ら進めるといっても、それだけでは正社員への登用が保証されるものではないではありませんか。

また、派遣期間終了時に雇用安定化措置を派遣元企業に義務づけるとしていますが、派遣先企業へは何も義務を課さないのですか。派遣先がかかわるのは、派遣元から直接雇用の依頼を受けるという点だけです。派遣元に対して圧倒的に力の強い派遣先企業が断れば、正社員の道は断たれてしまします。安定した雇用というなら、派遣先企業に雇用責任を果たさせるべきではありませんか。答弁を求めます。

この法案は、第百八十八回臨時国会での審議開始時に公明党が示した修正案を取り込んで提出されています。この修正について、三点伺います。

第一は、派遣労働が臨時的、一時的なものであることを原則とする旨を明記していますが、その原則を担保する保障はどこにもありません。しかも、条文は、第二十五条、運用上の配慮の条項に盛り込まれました。原則といいながら、どうして配慮という位置づけなのですか。

第二に、施行後の動向を踏まえ、日本の雇用慣

行が損なわれるおそれがある場合は速やかに検討する旨を附則に規定しています。日本の雇用慣行が損なわれるとは、どういう事態を想定されているのですか。これは政府自身が本法案によつて派遣労働が拡大することを危惧しているということではありませんか。総理の答弁を求めます。

第三に、均衡・均等待遇のあり方を検討するため、調査研究等を行う旨を附則に規定しています。これまで政府はあれこれ理由をつけて均等待遇に背を向けてきましたが、これまでの姿勢を改めるべきではありませんか。お答えください。

修正の系統も問題です。

今回の修正は、労働政策審議会では一切審議されていません。これまで、労働法制を決める際には、ILO原則にとり、政府、労働者、使用者の三者が会する労政審での審議を通じて法案が閣議決定され、国会で審議してきたのに、なぜですか。形だけの修正で取り繕つても、法案のほころびは隠しようありません。塩崎厚生労働大臣の答弁を求めます。

そもそも、この間の産業競争力会議や規制改革会議などの議論を政府の方針とし、厚生労働省の頭越しに法改正を迫るやり方は、極めて異常です。総理の見解を求めます。

最後に、本法案は、これまで、国民の反対の前に二度も廃案に追い込まれました。経済界の言うままに労働者に生涯派遣を押しつけるような法案

は廃案以外にありません。

以上を強調し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 堀内照文議員にお答えいたします。

雇用制度改革についてお尋ねがありました。労働法制については、経済産業構造の変化に並び、雇用の安定を図りつつ、働く方々の多様なニーズに対応した働き方を実現する観点から、今後より一層の改革を推し進める必要があることから、岩盤規制という表現を用いたところであります。

こうした観点から、正社員化の道を開くための派遣法の改正、高度専門職が創造性を存分に発揮できるようにする新たな制度の創設などの改革を進めています。こうした取り組みにより、あらゆる人が生きがいを持って活躍の場を見出すことのできる社会を目指していく、そのような考え方に変わりはありません。

これまでの労働法制改正についてお尋ねがありました。労働法制については、経済産業構造の変化に並び、雇用の安定を図りつつ、働く方々の多様なニーズに対応した働き方の実現を目指し、逐次改正を行ってきたところであります。こうした改正は、雇用の場の確保にも寄与するなど、一定の成果があったものと考えています。

一方、非正規雇用労働者数は、産業構造の変化、女性や高齢者の就労の増加などにより長期的に増加し、また、景気、雇用失業情勢の影響等を受けて増減するものであります。したがって、個別の制度改革がどの程度非正規雇用労働者数の増減に寄与したかをお答えすることは困難と考えています。

労働契約申し込みなし制度についてのお尋ねがありました。平成二十四年の法改正により、派遣先において、派遣受け入れ期間の制限に反するなど違法な派遣の受け入れがある場合に、その派遣労働者に直接雇用の契約を申し込んだものとみなす制度が設けられ、本年十月からの施行が予定されています。

他方、改正案では、わかりにくい等の課題がある業務単位の期間制限を廃止し、全ての業務に適用されるわかりやすい仕組みを設けることとしています。

施行日については、円滑に施行するため、周知期間等を踏まえたものであり、みなし規定を実質発動させないための御指摘は当たりません。

無期雇用の派遣労働者についてのお尋ねがありました。

無期雇用派遣労働者は、有期雇用のように雇い始めの対象とならないことから、一般に、有期雇用に比べて雇用が安定していると言えます。

今回の改正案では、無期雇用の派遣労働者につ

いて、長期的なキャリア形成を視野に入れた計画的な教育訓練等を義務づけるほか、派遣会社が派遣契約の終了のみをもって解雇することがないよう、許可基準に示すこととし、これらにより雇用の安定を図ることとしています。

なお、御指摘の調査は、中途解除された派遣契約に限った調査であり、無期雇用の派遣労働者の全体の状況を示すものではないと承知していただきます。

期間制限の見直しについてお尋ねがありました。

今回の改正案では、業務により異なる現行の期間制限を廃止し、全ての業務を対象とし、派遣労働者ごとの個人単位で、同じ職場への派遣は三年を上限とし、延長できない、ただし、派遣先の事業所単位で、受け入れ期間の上限を三年とした上で、延長する場合には、現場の実態をよく知る過半数労働組合等からの意見聴取を義務づけることとした、二つの期間制限を設けることとしています。

これにより、職場をかえて同じ派遣労働者を受け入れる場合を含め、事業所単位の期間制限が課せられることとなり、また、意見聴取について、反対意見があったときには事前に対応方針を説明するなど、労使間で実質的な話し合いができる仕組みをつくることとしています。

このように、生涯派遣や、正社員から派遣への置きかえを進めるものではありません。

専門業務の位置づけについてお尋ねがありました。

現行は、派遣先での受け入れについて、専門的な二十六業務を除き期間制限を設けていますが、専門性が時代とともに変化し、また、わかりにくいといった課題があります。

このため、今回の改正案では、現行の期間制限を廃止し、全ての業務を対象とし、派遣労働者ごとの個人単位で、同じ職場への派遣は三年を上限とするなどの期間制限を新たに課すこととしていきます。

これにより、二十六業務は新たに制限対象となりますが、個々の労働者の雇用が途切れないよう、派遣元に雇用安定措置を義務づけることとしていきます。

さらに、今後、期間制限に違反して派遣労働者を受け入れた派遣先については、派遣労働者に労働契約の申し込みをしたものとみなすこととしており、派遣労働者の保護がより強化されることとなります。

派遣労働者の正社員化についてのお尋ねがありました。

今回の改正案では、正社員を希望する派遣労働者について、その道が開けるようにするため、派遣元の責任を強化し、派遣期間が満了した場合、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置や、派遣期間を通じた計画的な教育訓練を新たに義務づけることとしてい

ます。

また、派遣先に対しても、派遣労働者への正社員募集に関する情報提供の義務づけなどを進めることとしています。

これらは、これまでになかった仕組みであり、キャリアアップ助成金の活用とあわせ、働く方の選択がしつかり実現できるような環境を整備してまいります。

雇用安定措置に関する派遣先の役割についてのお尋ねがありました。

派遣労働者のキャリア形成については、雇用契約の当事者である派遣会社が一義的な責任を負うべきものと考えております。

今回の改正案では、この派遣会社の責任を強化し、派遣期間が満了した場合に、正社員になったり、別の会社等で働き続けることができるようにする措置を新たに義務づけることとしています。

また、派遣先についても、直接雇用の依頼があった派遣労働者に対し、労働者の募集に関する情報を提供するなど、新たな義務を課すこととしていきます。

派遣労働が臨時的、一時的なものであるとの原則についてのお尋ねがありました。

今回の改正案では、派遣就業は臨時的かつ一時的であるという原則のもと、派遣の受け入れ期間について、派遣労働者の個人単位と派遣先の事業所単位の二つの制限を設けることとしています。厚生労働大臣による運用上の配慮についての規

定に盛り込むことにより、この原則がより明確化されるとともに、厚生労働大臣が期間制限の規定を運用するに当たり、考慮することとなります。

派遣労働者数の動向等を踏まえた検討規定についてお尋ねがありました。

日本の雇用慣行が損なわれるとは、現在の我が国においては、例えば、正社員が派遣労働者に置きかわる常用代替が常態化するような状況が考えられます。

今回の改正案では、希望する派遣労働者の正社員化を進めることとしていますが、派遣労働者数は、景気や雇用失業情勢のほか、多様な働き方を希望する労働者の意向など、さまざまな要因に影響を受けるものであります。

このため、施行後のいかなる状況にも対応できるように、必要に応じて検討を行うこととしたものであります。

均衡・均等待遇のあり方についてお尋ねがありました。

同一労働に対し同一賃金が支払われるという仕組みは、一つの重要な考え方と認識しています。

しかし、ある時点で仕事と同じであったとしても、さまざまな仕事を経験し責任を負っている労働者と責任の浅い労働者との間で賃金を同一にするという点について、直ちに広い理解を得ることとは難しいものと考えています。

このため、改正案では、賃金、教育訓練及び福利厚生の中で派遣先の責任を強化するなど、まず

は派遣先の労働者との均等待遇を進めることとしています。

また、均等・均等待遇の確保のあり方を検討するため、均等待遇の原則が適用されている諸外国の制度や運用状況等に関し、調査研究に取り組んでいくこととしており、この旨を法案に規定しています。

産業競争力会議等の議論についてお尋ねがありました。

産業競争力会議や規制改革会議では、設置目的に従い、さまざまな有識者から広く御意見をいただき、関係省庁とも十分に議論を行っております。

一方で、派遣法を初めとする労働関係法制の見直しについては、現場を熟知した労使の参画を得て議論されるべきものであり、公労使の三者で構成される労働政策審議会においても十分に議論した上で対応しているところです。

安倍内閣としては、派遣法の改正等を含め、あらゆる人が生きがいを持って活躍できる場を見出すことができる社会を目指してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 堀内照文議員から、一点お尋ねを頂戴いたしました。

派遣法改正案の修正手続についてのお尋ねがございました。

今回の労働者派遣法改正案については、公労使から成る労働政策審議会の建議を踏まえたものです。また、さきの臨時国会からの修正に関しては、労働政策審議会の建議の内容の範囲内のものであると認識しているため、改めて諮問しなかつたものでございます。

政府としては、今後も労働政策審議会の建議を十分に尊重して対応してまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君
外務大臣 岸田 文雄君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 加藤 勝信君
厚生労働副大臣 山本 香苗君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る八日、内閣を経由して郵政民営化推進本部長安倍晋三君から、次の報告書を受領した。
郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済産業委員

辞任

補欠

穴見 陽一君	大岡 敏孝君
石川 昭政君	前田 一男君
勝俣 孝明君	秋本 真利君
佐々木 紀君	笹川 博義君
塩谷 立君	谷川 とむ君
白石 徹君	勝沼 栄明君
富樫 博之君	辻 清人君
野中 厚君	鈴木 隼人君
細田 健一君	星野 剛士君
宮崎 政久君	務台 俊介君
渡辺 周君	鈴木 貴子君
勝沼 栄明君	宮路 拓馬君
笹川 博義君	築 和生君
前田 一男君	青山 周平君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

加藤 寛治君	三ツ林裕巳君
神谷 昇君	古川 康君
寺田 稔君	平井たくや君
宮崎 政久君	山田 美樹君
辻元 清美君	階 猛君
古川 康君	熊田 裕通君
山田 美樹君	瀬戸 隆一君
階 猛君	阿部 知子君
熊田 裕通君	神谷 昇君
瀬戸 隆一君	宮崎 政久君

外務委員

辞任

補欠

国土交通委員

辞任

補欠

平井たくや君	寺田 稔君
三ツ林裕巳君	加藤 寛治君
阿部 知子君	辻元 清美君
鈴木 隼人君	木村 弥生君
藺浦健太郎君	長坂 康正君
穀田 恵二君	田村 貴昭君
木村 弥生君	鈴木 隼人君
長坂 康正君	藺浦健太郎君
田村 貴昭君	穀田 恵二君
木内 均君	辻 清人君
工藤 彰三君	山田 賢司君
津島 淳君	武井 俊輔君
宮内 秀樹君	中山 展宏君
下地 幹郎君	今井 雅人君
武井 俊輔君	古川 康君
中山 展宏君	熊田 裕通君
山田 賢司君	前川 恵君
古川 康君	鬼木 誠君
鬼木 誠君	青山 周平君
青山 周平君	池田 佳隆君
池田 佳隆君	津島 淳君
熊田 裕通君	宮内 秀樹君
辻 清人君	木内 均君
前川 恵君	工藤 彰三君
今井 雅人君	下地 幹郎君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

衛藤征士郎君	小田原 潔君
木原 稔君	前川 恵君
棚橋 泰文君	星野 剛士君
宮崎 政久君	堀内 詔子君
若宮 健嗣君	木村 弥生君
小田原 潔君	今野 智博君
木村 弥生君	工藤 彰三君
工藤 彰三君	若宮 健嗣君
今野 智博君	衛藤征士郎君
星野 剛士君	棚橋 泰文君
堀内 詔子君	宮崎 政久君
前川 恵君	木原 稔君

(議案提出)

一、去る四月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外九名提出)

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

国土交通委員会 付託

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号) 財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

一、去る四月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外九名提出)

(質問書提出)

一、去る四月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

介護職員のキャリア段位制度に関する質問主意書(中島克仁君提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家の行政機関中枢に対する危機管理体制に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

「産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問主意書(奥野総一郎君提出)

安倍首相がロシアの対ドイッ戦勝記念式典に欠席することに関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一五年の日米防衛協力のための指針の決定過程と立憲主義に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

教科書検定調査審議会等の議事公開に関する質問主意書(長妻昭君提出)

新たな日米防衛協力のための指針に関する質問主意書(長島昭久君提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安全保障についての憲法の本旨に関する質問主意書(長妻昭君提出)

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

水銀に関する水俣条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀及び水銀化合物の規制等について定めるものである。我が国がこの条約を締結し、その早期発効に寄与することは、水銀及び水銀化合物から人の健康及び環境を保護するための国際的な取組の推進に積極的貢献するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

水銀に関する水俣条約

前文

この条約の締約国は、

水銀が、その長距離にわたる大気中の移動、人為的に環境にもたらされた場合の残留性、生態系における生物蓄積性並びに人の健康及び環境への重大な悪影響を理由として、世界的に懸念される化学物質であることを認識し、

効率的かつ効果的な一貫した方法で水銀を管理するための国際的行動を開始すると、国際連合環境計画管理理事会の二千年二月二十日の決定二十五―五を想起し、

人の健康及び環境に対する危険に対処するための水銀に関する法的拘束力のある国際的な文書についての交渉の成功裡の結果を求めた国際連合持続可能な開発会議の成果文書「我々が求める未来」の221の規定を想起し、

国際連合持続可能な開発会議において環境及び開発に関するリオ宣言の諸原則、特に、共通に有しているが差異のある責任を再確認したことを想起し、また、各国の事情及び能力並びに世界的規模の行動をとる必要性を確認し、

被害を受けやすい人々、特に女性、児童並びに女性及び児童を介した将来の世代の水銀への曝露により、特に、開発途上国において生ずる健康上の懸念を認識し、

水銀の食物連鎖による蓄積及び伝統的な食品の汚染による北極の生態系及び先住民の社会に特有のぜい弱性に留意し、並びに先住民の社会についてより一般的に水銀の影響に関して憂慮し、

水俣病の重要な教訓、特に水銀による汚染から生ずる健康及び環境への深刻な影響並びに水銀の適切な管理及び将来におけるこのような事態の防止を確保する必要性を認識し、

水銀の管理に関する国の能力を強化し、及びこの条約の効果的な実施を促進するため、資金、技術及び能力形成に関する支援、特に開発途上国及び移行経済国に対する支援の重要性を強調し、

水銀に関して人の健康を保護するための世界保健機関の活動並びに関連する環境に関する多数国間協定、特に有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の

役割を認識し、

この条約と環境及び貿易の分野における他の国際協定とが相互に補完的であることを認識し、この条約のいかなる規定も、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを強調し、

このことは、この条約と他の国際文書との間に序列を設けることを意図するものではないことを了解し、この条約のいかなる規定も、締約国が、適用可能な国際法に基づく当該締約国の他の義務に従って、水銀への曝露から人の健康及び環境を保護するために、この条約に適合する追加的な国内措置をとることを妨げるものではないことに留意して、

次のとおり協定した。

第一条 目的

この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

第二条 定義

この条約の適用上、

(a) 「零細及び小規模な金の採掘」とは、採掘を行う個別の者又は限られた資本の投資及び生産を行う小企業により実施される金の採掘をいう。

(b) 「利用可能な最良の技術」とは、一の締約国又は当該締約国の領域にある一の設備に対する経済的及び技術的考慮を払いつつ、水銀の大気への排出並びに水及び土壌への放出並びにそれらの環境に対する影響を全般的に防止し、又はこれが実行可能でない場合には、そのような排出及び放出を削減するため最も効果的な技術をいう。この文脈において、

(i) 「最良の」とは、環境全体の保護を全般的に高い水準で達成するに当たり最も効果的であることをいう。

(ii) 「利用可能な」技術とは、一の締約国及び当該締約国の領域にある一の設備に関し、当該締約国の領域内で使用されるか否か又は開発されるか否かを問わず、当該設備の操業者が利用可能であると当該締約国が認めることを条件として、費用及び効果を考慮して、経済的及び技術的に実行可能な条件の下で、関係する産業分野において実施することのできる規模で開発される技術をいう。

- (iii) 「技術」とは、使用される技術、操業上の慣行並びに設備が設計され、建設され、維持され、操作され、及び廃止される方法をいう。
 - (c) 「環境のための最良の慣行」とは、環境に関する規制措置及び戦略を最適な組合せで適用したものをいう。
 - (d) 「水銀」とは、水銀元素 (Hg)、ケミカル・アブストラクツ・サービス (C.A.S.) 番号七四三九—九七—六をいう。
 - (e) 「水銀化合物」とは、水銀の原子及び一又は二以上の他の元素の原子から成る物質であつて、化学反応によつてのみ異なる成分に分離することができるものをいう。
 - (f) 「水銀添加製品」とは、意図的に添加された水銀又は水銀化合物を含む製品又は製品の部品をいう。
 - (g) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。
 - (h) 「出席し、かつ、投票する締約国」とは、締約国の会合に出席し、かつ、賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。
 - (i) 「水銀の一次採掘」とは、主として求める物質が水銀である採掘をいう。
 - (j) 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によつて構成される機関であつて、その構成国からこの条約が規律する事項に関し権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従いこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入について正当な委任を受けたものをいう。
 - (k) 「許可される用途」とは、締約国によるこの条約に適合する水銀又は水銀化合物の用途をいう (次条から第七条までの規定に適合する用途を含むが、これに限定されない。)
- 第三条 水銀の供給源及び貿易
- 1 この条の規定の適用上、
- (a) 「水銀」という場合には、水銀と他の物質との混合物 (水銀の合金を含む。) であつて、水銀の濃度が全重量の九十五パーセント以上であるものを含む。
 - (b) 「水銀化合物」とは、塩化第一水銀 (甘汞と称することもある。)、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀をいう。
- 2 この条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 実験室規模の研究のために又は参照の標準として使用される量の水銀又は水銀化合物
 - (b) 水銀以外の金属、鉱石若しくは石炭を含む鉱物製品又はこれらの物質から得られる製品に含まれる天然の微量の水銀又は水銀化合物及び化学製品に含まれる意図的でない微量の水銀又は水銀化合物
 - (c) 水銀添加製品
- 3 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならない。
- 4 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていた水銀の一次採掘に限り、同日から最長十五年の期間、一次採掘を許可する。当該期間中、水銀の一次採掘から得られる水銀は、次条の規定に基づく水銀添加製品の製造又は第五条の規定に基づく製造工程のためにのみ使用され、第十一条の規定に従い、回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつかない作業によつて処分される。
- 5 締約国は、次のことを行う。
- (a) 自国の領域内において五十メートル・トンを超える量の水銀又は水銀化合物の個別の在庫及び年間十メートル・トンを超える量の在庫を発生させる水銀の供給源を特定するよう努めること。
 - (b) 当該締約国がクロルアルカリ設備の廃棄から生ずる余剰の水銀が利用可能であると認める場合には、その水銀は、第十一条3(a)に規定する環境上適正な管理のための指針に従い、回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつかない作業によつて処分されることを確保するための措置をとること。
- 6 締約国は、次の国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならない。
- (a) 輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国 (輸出が次の目的のためにのみ行われる場合に限る。)
 - (i) この条約に基づき輸入締約国に許可される用途
 - (ii) 第十条に規定する環境上適正な暫定的保管
 - (b) 輸出締約国に対し書面による同意 (次のことを示す証明書を含むもの) を与えた非締約国
 - (i) 当該非締約国が、人の健康及び環境の保護を確保し、並びに第十条及び第十一条の規定を遵守することを確保する措置をとっていること。

(ii) 水銀がこの条約に基づき締約国に許可される用途又は第十条に規定する環境上適正な暫定的保管のためにのみ使用されること。

7 輸出締約国は、6の規定により必要とされる書面による同意として、輸入締約国又は輸入を行う非締約国による事務局への包括的な通告を利用することができる。当該包括的な通告には、輸入締約国又は輸入を行う非締約国がその同意を与える条件を明示する。当該包括的な通告は、当該輸入締約国又は輸入を行う非締約国がいつでも撤回することができる。事務局は、全ての包括的な通告に関する公の登録簿を保管する。

8 締約国は、非締約国が水銀について3又は5(b)の規定により許可されないと特定された供給源からのものではないことを示す証明書を提出した場合を除くほか、自国が書面による同意を与える当該非締約国からの水銀の輸入を許可してはならない。

9 7の規定に基づき同意に関する包括的な通告を提出する締約国は、水銀の輸出に対する包括的な規制を維持し、かつ、輸入された水銀が環境上適正な方法により管理されることを確保するための国内措置をとっていることを条件として、8の規定を適用しないことを決定することができる。当該締約国は、事務局に対して、その決定の通告（自国の輸出制限及び国内の規制措置について記述されている情報並びに非締約国から輸入した水銀の量及び原産国に関する情報を含む。）を行う。事務局は、全ての決定の通告に関する公の登録簿を維持する。実施及び遵守に関する委員会は、第十五条の規定に基づいて当該通告及びその補助的な情報の再検討及び評価を行うものとし、適当な場合には、締約国会議に勧告することができる。

10 9に定める手続は、締約国会議の第二回会合の終了の時まで利用可能なものとする。その後は、締約国会議が出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で別段の決定を行わない限り、締約国会議の第二回会合が終了する前に9の規定に基づいて通告を提出した締約国を除くほか、当該手続は、利用可能なものでなくなる。

11 締約国は、この条に定める要件が満たされていることを示す情報を第二十一条の規定に従って提出する報告に含める。

12 締約国会議は、その第一回会合において、この条の規定、特に5(a)、6及び8の規定に関する追加的な手引を作成するものとし、6(b)及び8に規定する証明書の必要とされる内容を作成し、及び採択する。

13 締約国会議は、特定の水銀化合物の貿易がこの条約の目的を損なうものであるかを評価し、並びに第二十七条の規定に従って採択される追加の附属書に特定の水銀化合物を掲げることによって当該水銀化合物を6及び8の規定の対象とすべきか否かを検討する。

第四条 水銀添加製品

1 締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合又は第六条の規定に従って当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、同附属書第一部に掲げる水銀添加製品について定める段階的廃止期限の後には、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。

2 締約国は、1の規定を適用する代わりに、批准の時又は自国について附属書Aの改正が効力を生ずる時に、同附属書第一部に掲げる製品に対処するための異なる措置又は戦略を実施することを明示することができる。締約国は、この代替手段を用いる旨の決定を事務局に通告する時に、同附属書第一部に掲げる製品のうちの大多數の製造、輸入及び輸出を僅かな水準に既に削減していること並びに同附属書第一部に掲げていない製品について水銀の使用を削減するための措置又は戦略を実施していることを証明することができる場合に限り、この代替手段を選択することができる。さらに、この代替手段を選択する締約国は、次のことを遵守する。締約国会議は、8の規定に基づく再検討の過程の一環として、この条約が効力を生じた日の後五年以内にこの2の規定に従ってとられた措置の進捗状況及び有効性を再検討する。

(a) 達成した削減量を含む実施した措置又は戦略に関する説明を締約国会議に対して最初の機会に報告すること。

(b) 附属書A第一部に掲げる製品のうち僅かな水準に達していない製品について水銀の使用を削減するための措置又は戦略を実施すること。

(c) 更なる削減を達成するための追加の措置を検討すること。

(d) この代替手段が選択された種類の製品について第六条の規定に基づく適用除外を申し立てる資格を有しないこと。

3 締約国は、附属書A第二部の規定に従って、同附属書第二部に掲げる水銀添加製品について措置をとる。

4 事務局は、締約国により提供される情報に基づき水銀添加製品及びその代替製品に関する情報を収集し、及び維持するものとし、当該情報を公に利用可能なものとする。事務局は、締約国により提出される

他の関連する情報についても公に利用可能なものとする。

5 締約国は、この条の規定に従い自国について製造、輸入及び輸出が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止する措置をとる。

6 締約国は、水銀添加製品の危険及び利益の評価によって環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り、自国についてこの条約が効力を生ずる日の前から知られている水銀添加製品の用途に該当しない水銀添加製品の商業上の製造及び流通を抑制する。締約国は、適当な場合には、当該水銀添加製品の環境及び人の健康に対する危険及び利益に関する情報を含む当該水銀添加製品に関する情報を事務局に提供する。事務局は、当該情報を公に利用可能なものとする。

7 締約国は、水銀添加製品を附属書Aに掲げるための提案を事務局に提出することができる。この提案には、4の規定に基づく情報を考慮して、水銀添加製品の代替製品であつて水銀を含まないものの利用可能性、技術的及び経済的な実現可能性並びに環境及び健康に対する危険及び利益に関連する情報を含める。

8 締約国会議は、この条約が効力を生じた日の後五年以内に、附属書Aを再検討するものとし、第二十七条の規定に従つて同附属書の改正を検討することができる。

9 締約国会議は、8の規定に基づいて附属書Aを再検討するに当たり、少なくとも次のものを考慮する。

(a) 7の規定に基づいて提出された提案

(b) 4の規定に基づいて利用可能となった情報

(c) 環境及び人の健康に対する危険及び利益を考慮に入れた技術的及び経済的に実現可能な水銀を含まない代替製品の締約国における利用可能性

第五条 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程

1 この条及び附属書Bの規定の適用上、水銀又は水銀化合物を使用する製造工程には、水銀添加製品を使用する工程、水銀添加製品を製造する工程又は水銀を含む廃棄物処理する工程を含まない。

2 締約国は、次条の規定に従つて当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、個別の製造工程について附属書Bに規定する段階的廃止期限の後には、同附属書第一部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。

3 締約国は、附属書B第二部の規定に従つて、同附属書第二部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用を制限する措置をとる。

4 事務局は、締約国により提供される情報に基づき水銀又は水銀化合物を使用する工程及びその代替となる工程に関する情報を収集し、及び維持するものとし、当該情報を公に利用可能なものとする。締約国は、他の関連する情報を提出することができ、事務局は、当該情報を公に利用可能なものとする。

5 附属書Bに掲げる製造工程において水銀又は水銀化合物を使用する一又は二以上の設備を有する締約国は、次のことを行う。

(a) 当該設備からの水銀又は水銀化合物の排出及び放出について対処するための措置をとること。

(b) 第二十一条の規定に基づいて提出する報告に、この5の規定に従つてとった措置に関する情報を含めること。

(c) 附属書Bに掲げる製造工程において水銀又は水銀化合物を使用する自国の領域内における設備を特定することに努め、かつ、この条約が自国について効力を生じた日の後三年以内に、当該設備の数及び種類に関する情報並びに当該設備において使用される水銀又は水銀化合物の年間使用量の見積りを事務局に提出すること。事務局は、これらの情報を公に利用可能なものとする。

6 締約国は、自国についてこの条約が効力を生ずる日の前には存在していなかった設備について、附属書Bに掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用を許可してはならない。当該設備は、適用除外の対象とならない。

7 締約国は、水銀又は水銀化合物が意図的に使用される他の製造工程であつて、この条約が効力を生ずる日の前には存在していなかったものが環境上及び健康上の重大な利益をもたらし、かつ、このような利益をもたらす技術的及び経済的に実行可能な水銀を含まない代替となる工程が利用可能でないことを締約国会議が満足するように当該締約国が証明することができる場合を除くほか、当該製造工程を用いる設備の開発を抑制する。

8 締約国は、附属書Bに掲げる製造工程における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該製造工程からの水銀及び水銀化合物の排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するため、関連する新たな技術的發展、経済的及び技術的に実行可能な水銀を含まない代替となる工程並びに可能な措置及び技術に関する情報を交換するよう奨励される。

9 締約国は、水銀又は水銀化合物を使用する製造工程を掲げるために附属書Bを改正する提案を提出することができる。この提案には、当該製造工程に代わる水銀を含まない工程の利用可能性、技術的及び経済

的な実行可能性並びに環境及び健康に対する危険及び利益に関連する情報を含める。

10 締約国会議は、この条約が効力を生じた日の後五年以内に、附属書Bを再検討するものとし、第二十七条の規定に従って同附属書の改正を検討することができる。

11 締約国会議は、10の規定に基づいて附属書Bを再検討するに当たり、少なくとも次のものを考慮する。

- (a) 9の規定に基づいて提出された提案
- (b) 4の規定に基づいて利用可能となった情報
- (c) 環境及び健康に対する危険及び利益を考慮に入れた技術的及び経済的に実行可能な水銀を含まない代替となる工程の締約国における利用可能性

第六条 要請により締約国が利用可能な適用除外

1 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、次の時に事務局に対する書面による通告を行うことにより、一又は二以上の附属書A及び附属書Bに掲げる段階的廃止期限の適用除外（以下「適用除外」という。）を登録することができる。登録には、締約国の適用除外の必要性を説明する文書を添付する。

(a) この条約の締約国となる時

(b) 附属書Aの改正により加えられた水銀添加製品又は附属書Bの改正により加えられた水銀を使用する製造工程の場合には、適用される改正がその締約国について効力を生ずる日まで

2 適用除外は、附属書A若しくは附属書Bに掲げる分類又は国若しくは地域的な経済統合のための機関により特定される小分類のいずれかについて登録することができる。

3 一又は二以上の適用除外を有する締約国については、登録簿に掲げる。事務局は、この登録簿を作成し、及び維持し、並びに公に利用可能なものとする。

4 登録簿には、次のものを含む。

(a) 一又は二以上の適用除外を有する締約国の表

(b) 各締約国が登録した適用除外

(c) 個別の適用除外が効力を失う日

5 締約国が登録簿に一層短い期間を示す場合を除くほか、1の規定に基づく全ての適用除外は、附属書A又は附属書Bに掲げる関連する段階的廃止期限の後五年で効力を失う。

6 締約国会議は、締約国の要請により、当該締約国が一層短い期間を要請しない限り、適用除外を五年の

期間延長することを決定することができる。その決定を行うに当たり、締約国会議は、次のものを十分に考慮する。適用除外は、製品ごとの段階的廃止期限につき一回のみ延長することができる。

(a) 適用除外の延長の必要性を正当化し、並びに適用除外の必要性をできる限り速やかに除去するために実施され、及び計画された活動の概要を示す締約国からの報告

(b) 水銀を含まない代替製品及び代替となる工程又は適用除外の対象となる製品若しくは製造工程における使用より少ない水銀を使用する代替製品及び代替となる工程の利用可能性に関するものを含む利用可能な情報

(c) 環境上適正な水銀の保管及び水銀廃棄物の処分を行うための計画されている又は進行中の活動

7 締約国は、事務局に対する書面による通告を行うことにより、いつでも適用除外を撤回することができる。その撤回は、当該通告に指定する日に効力を生ずる。

8 1の規定にかかわらず、いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、一又は二以上の締約国が6の規定に基づいて延長された附属書A又は附属書Bに掲げる製品又は工程に関する適用除外の登録を維持しない限り、当該製品又は工程の段階的廃止期限から五年を経過した後に当該製品又は工程の適用除外を登録することはできない。この場合において、国又は地域的な経済統合のための機関は、1(a)及び(b)に定める時に当該製品又は工程の適用除外を登録することができるが、この適用除外は、該当する段階的廃止期限の後十年で効力を失う。

9 いずれの締約国の適用除外も、附属書A又は附属書Bに掲げる製品又は工程の段階的廃止期限から十年を経過した後は、効力を有することができない。

第七条 零細及び小規模な金の採掘

1 この条及び附属書Cに規定する措置は、鉱石から金を抽出するために水銀アマルガム法が使用される零細及び小規模な金の採掘及び加工について適用する。

2 自国の領域内においてこの条の規定の対象となる零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとる。

3 締約国は、自国の領域内における零細及び小規模な金の採掘及び加工が軽微なものではないことを認定する場合にはいつでも、事務局に通報する。当該締約国は、その認定を行った場合には、次のことを行

う。

- (a) 附属書Cの規定に従つて国の行動計画を作成し、及び実施すること。
- (b) この条約が自国について効力を生じた日から三年後又は事務局に通報した日から三年後のうちいずれか遅い時まで、自国の行動計画を事務局に提出すること。

(c) その後は、この条の規定に基づく自国の義務の履行に向けての進捗状況について三年ごとに再検討し、及び第二十一条の規定に従つて提出する報告にその再検討を含めること。

4 締約国は、この条の目的を達成するため、適当な場合には、相互に及び関連する政府機関その他の主体と協力することができる。その協力には、次のものを含めることができる。

- (a) 零細及び小規模な金の採掘及び加工において使用する水銀又は水銀化合物の転用を防止する戦略の策定
- (b) 教育、広報及び能力形成のための自発的活動
- (c) 持続可能な水銀を含まない代替的な方法に関する研究の促進
- (d) 技術及び資金の援助の提供
- (e) この条の規定に基づく約束の履行を支援するための連携
- (f) 環境上、技術上、社会上及び経済上実行可能な知識、環境のための最良の慣行及び代替技術を普及させる既存の情報交換についての制度の利用

第八条 排出

1 この条の規定は、附属書Dに掲げる発生源の分類に該当する特定可能な発生源からの排出を規制するための措置を通じ、水銀及び水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の大気への排出を規制し、及び実行可能な場合には削減することに関するものである。

2 この条の規定の適用上、

- (a) 「排出」とは、水銀又は水銀化合物の大気への排出をいう。
- (b) 「関係する発生源」とは、附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源をいう。締約国は、選択により、附属書Dに掲げる発生源の分類の対象となる発生源を特定するための基準を定めることができる。ただし、分類に関する基準が当該分類からの排出量の少なくとも七十五パーセントを含む場合に限る。

(c) 「新規の発生源」とは、附属書Dに掲げる分類に該当する関係する発生源であつて、次の(i)又は(ii)に規定する日の後少なくとも一年を経過した日に建設又は実質的な改修が開始されるものをいう。

(i) この条約が関係締約国について効力を生ずる日

(ii) 発生源が附属書Dの改正によつてのみこの条約の対象となる場合において、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日

(d) 「実質的な改修」とは、関係する発生源であつて排出の実質的な増加（副産物の回収から生ずる排出に関する変化を除く。）をもたらすものの改修をいう。改修が実質的であるか否かの判断は、当該発生源がある締約国が行う。

(e) 「既存の発生源」とは、新規の発生源でない関係する発生源をいう。

(f) 「排出限度値」とは、特定可能な発生源から排出される水銀又は水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の濃度、質量又は排出率の上限値をいう。

3 関係する発生源を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。締約国は、この条約が当該締約国について効力を生ずる日の後四年以内に自国の計画を締約国会議に提出する。締約国が第二十条の規定に従つて実施計画を作成する場合には、当該締約国は、この3の規定に従つて作成した自国の計画を当該実施計画に含めることができる。

4 締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を要求する。締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる。

5 締約国は、既存の発生源に関し、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後十年以内に、次の一又は二以上の措置を、自国の事情並びに当該措置の経済的及び技術的な実行可能性及び妥当性を考慮の上、いずれかの国内の計画に含め、及び実施する。

- (a) 関係する発生源からの排出を規制するための及び実行可能な場合には排出を削減するための数量化された目標
- (b) 関係する発生源からの排出を規制するための及び実行可能な場合には排出を削減するための排出限度

- 値
- (c) 関係する発生源からの排出を規制するための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用
- (d) 複数の汚染物質の規制に関する戦略であつて、水銀の排出の規制についても利益をもたらすもの
- (e) 関係する発生源からの排出を削減するための代替となる措置
- 6 締約国は、全ての関係する既存の発生源に対して同一の措置を適用し、又は異なる発生源の分類に関して異なる措置を採用することができる。締約国により適用される措置は、長期的にみて排出の削減における合理的な進展を達成することを目的とする。
- 7 締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの排出に関する目録を作成し、その後は維持する。
- 8 締約国会議は、その第一回会合において、次の手引を採択する。
- (a) 新規の発生源と既存の発生源との相違及び複数の環境媒体にまたがる影響を最小限にする必要性を考慮に入れた利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する手引
- (b) 5に規定する措置の実施、特に目標の決定及び排出限度値の設定における締約国に対する支援に関する手引
- 9 締約国会議は、できる限り速やかに、次の手引を採択する。
- (a) 締約国が2(b)の規定に従つて作成する基準に関する手引
- (b) 排出に関する目録の作成方法に係る手引
- 10 締約国会議は、8及び9の規定に従つて作成する手引を常に再検討し、適当な場合には更新する。締約国は、この条の関連する規定を実施するに当たり、この手引を考慮する。
- 11 締約国は、第二十一条の規定に従つて提出する報告に、この条の規定の実施に関する情報、特に4から7までの規定に従つてとる措置及びその効果に関する情報を含める。

第九条 放出

- 1 この条の規定は、この条約の他の規定の対象となっていない関係する特定可能な発生源からの水銀及び水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の土壌及び水への放出を規制し、及び実行可能な場合には削減することに関するものである。

2 この条の規定の適用上、

- (a) 「放出」とは、水銀又は水銀化合物の土壌又は水への放出をいう。
- (b) 「関係する発生源」とは、締約国が特定した重大かつ人為的な放出の特定可能な発生源であつて、この条約の他の規定の対象となっていないものをいう。
- (c) 「新規の発生源」とは、この条約が関係締約国について効力を生ずる日の後少なくとも一年を経過した日に建設又は実質的な改修が開始される関係する発生源をいう。
- (d) 「実質的な改修」とは、関係する発生源であつて放出の実質的な増加（副産物の回収から生ずる放出に関する変化を除く。）をもたらすものの改修をいう。改修が実質的であるか否かの判断は、当該発生源がある締約国が行う。
- (e) 「既存の発生源」とは、新規の発生源でない関係する発生源をいう。
- (f) 「放出限度値」とは、特定可能な発生源から放出される水銀又は水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の濃度又は質量の上限値をいう。
- 3 締約国は、この条約が自国について効力を生ずる日の後三年以内に及びその後は定期的に、関係する特定可能な発生源の分類を特定する。
- 4 関係する発生源を有する締約国は、放出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。締約国は、この条約が当該締約国について効力を生ずる日の後四年以内に自国の計画を締約国会議に提出する。締約国が第二十条の規定に従つて実施計画を作成する場合には、当該締約国は、この4の規定に従つて作成した自国の計画を当該実施計画に含めることができる。
- 5 4に規定する措置には、適当な場合には、次の一又は二以上のものを含める。
- (a) 関係する発生源からの放出を規制するための及び実行可能な場合には放出を削減するための放出限度値
- (b) 関係する発生源からの放出を規制するための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用
- (c) 複数の汚染物質の規制に関する戦略であつて、水銀の放出の規制についても利益をもたらすもの
- (d) 関係する発生源からの放出を削減するための代替となる措置

- 6 締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの放出に関する目録を作成し、その後は維持する。
- 7 締約国会議は、できる限り速やかに、次の手引を採択する。
 - (a) 新規の発生源と既存の発生源との相違及び複数の環境媒体にまたがる影響を最小限にする必要性を考慮に入れた利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する手引
 - (b) 放出に関する目録の作成方法に係る手引
- 8 締約国は、第二十一条の規定に従って提出する報告に、この条の規定の実施に関する情報、特に3から6までの規定に従ってとる措置及びその効果に関する情報を含める。
- 10 第十条 水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管
 - 1 この条の規定は、第三条に定義する水銀及び水銀化合物であつて次条に定める水銀廃棄物の定義に該当しないものの暫定的保管について適用する。
 - 2 締約国は、3の規定に従って採択される指針を考慮し、かつ、同規定に従って採択される要件に従い、この条約によって締約国に許可される用途のための1に規定する水銀及び水銀化合物の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとる。
 - 3 締約国会議は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づいて作成された関連する指針その他の関連する手引を考慮して、1に規定する水銀及び水銀化合物の環境上適正な暫定的保管に関する指針を採択する。締約国会議は、暫定的保管に関する要件を第二十七条の規定に従つてこの条約の追加の附属書において採択することができる。
 - 4 締約国は、1に規定する水銀及び水銀化合物の環境上適正な暫定的保管に関する能力形成を促進するため、適当な場合には、相互に及び関連する政府間機関その他の主体と協力する。
- 11 第十一条 水銀廃棄物
 - 1 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下この条において「バーゼル条約」という。）の関連する定義は、バーゼル条約の締約国に關し、この条約の対象となる廃棄物について適用する。バーゼル条約の締約国でないこの条約の締約国は、当該関連する定義をこの条約の対象となる廃棄物について適用する手引として使用する。
 - 2 この条約の適用上、「水銀廃棄物」とは、締約国会議がバーゼル条約の関連機関との協力の下に調和の

- とれた方法で定める適切な基準値を超える量の次の物質又は物体であつて、処分がされ、処分が意図され、又は国内法若しくはこの条約の規定により処分が義務付けられているものをいう。この定義は、締約国会議が定める基準値を超える水銀又は水銀化合物を含まない限り、採掘された表土、捨石及び尾鉱（水銀の一次採掘によるものを除く。）を除く。
 - (a) 水銀又は水銀化合物から成る物質又は物体
 - (b) 水銀又は水銀化合物を含む物質又は物体
 - (c) 水銀又は水銀化合物に汚染された物質又は物体
- 3 締約国は、水銀廃棄物が次のように取り扱われるために適当な措置をとる。
 - (a) バーゼル条約に基づいて作成された指針を考慮し、かつ、第二十七条の規定に従つて締約国会議が採択する追加の附属書の要件に従い、環境上適正な方法で管理すること。締約国会議は、要件を策定するに当たり、締約国の廃棄物管理のための規則及び計画を考慮する。
 - (b) この条約によって締約国に許可される用途又は(a)の規定に基づく環境上適正な処分のためにのみ、回収され、再生利用され、回収利用され、又は直接再利用されること。
 - (c) バーゼル条約の締約国については、この条の規定及びバーゼル条約に適合する環境上適正な処分を目的とする場合を除くほか、国境を越えて輸送されないこと。バーゼル条約が国境を越える輸送について適用されない場合には、締約国は、関連する国際的な規則、基準及び指針を考慮した後に限り、このような輸送を許可する。
 - 4 締約国会議は、3(a)に規定する指針を適当な場合には再検討し、及び更新するに当たり、バーゼル条約の関連する機関と緊密に協力するよう努める。
 - 5 締約国は、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理するための世界的な、地域的な及び国内の能力を開発し、及び維持するため、適当な場合には、相互に及び関連する政府間機関その他の主体と協力することが奨励される。
- 12 第十二条 汚染された場所
 - 1 締約国は、水銀又は水銀化合物により汚染された場所を特定し、及び評価するための適当な戦略を策定するよう努める。
 - 2 汚染された場所がもたらす危険を減少させるための措置は、適当な場合には当該汚染された場所に含ま

れる水銀又は水銀化合物による人の健康及び環境に対する危険性の評価を取り入れ、環境上適正な方法で行われる。

3 締約国会議は、汚染された場所の管理に関する手引であつて、次の事項に関する方法及び取組方法を含むものを採択する。

- (a) 場所の特定及び特性の評価
- (b) 公衆の関与
- (c) 人の健康及び環境に対する危険性の評価
- (d) 汚染された場所がもたらす危険の管理に係る選択肢
- (e) 効果及び費用の評価
- (f) 成果の検証

4 締約国は、汚染された場所を特定し、評価し、優先順位を決定し、管理し、及び適当な場合には修復するための戦略の策定及び活動の実施において協力することが奨励される。

第十三条 資金及び資金供与の制度

1 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画に従い、この条約の実施を意図する各締約国の活動に関する資金を提供することを約束する。この資金には、関係する政策、開発戦略及び自国の予算を通じた国内の資金調達、二国間及び多数国間における資金調達並びに民間部門の関与によるものを含むことができる。

2 開発途上締約国によるこの条約の実施の全般的な有効性は、この条の規定の効果的な実施に関連する。

3 多数国間、地域及び二国間の資金援助、技術援助、能力形成及び技術移転の提供元は、資金、技術援助及び技術移転に関連するこの条約の実施において開発途上締約国を支援する自己の水銀に係る活動を緊急に強化し、及び拡大することが奨励される。

4 締約国は、資金供与に関する措置をとるに当たり、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国である締約国の特定のニーズ及び特別な事情を十分に考慮する。

5 適当かつ予測可能な及び時宜を得た資金供与を行うための制度について、この条約により定める。当該制度は、この条約に基づき義務の履行を行う開発途上締約国及び移行経済締約国を支援するものである。

6 5に規定する制度には、次のものを含む。

- (a) 地球環境基金の信託基金
- (b) 能力形成及び技術援助を支援する特定の国際的な計画

7 地球環境基金の信託基金は、締約国会議が合意したこの条約の実施を支援するための費用を負担するため、新たな、予測可能なかつ適当な及び時宜を得た資金を供与する。この条約の適用上、同信託基金は、締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、全般的な戦略、政策、計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格に関する手引を提供する。さらに、締約国会議は、同信託基金から支援を得ることができる活動の種類を示す一覧表に関する手引を提供する。同信託基金は、地球環境の利益に係る合意された増加費用及びこの条約の実施を可能にするための活動に係る合意された全ての費用に充てるための資金を供与する。

8 地球環境基金の信託基金は、活動への資金を供与するに際し、提案された活動の費用と比較した当該活動による潜在的な水銀の削減を考慮すべきである。

9 この条約の適用上、6(b)に規定する計画は、締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、その第一回会合において、当該計画を主催する機関であつて既存の主体であるものを決定し、同機関に対して手引(当該機関が主催する期間を含む。)を提供する。全ての締約国その他の利害関係者は、当該計画への資金供与を任意に行うよう要請される。

10 締約国会議及び資金供与の制度を構成する主体は、締約国会議の第一回会合において、前記の規定を実施するための取決めについて合意する。

11 締約国会議は、その第三回会合までに及びその後は定期的に、資金供与の水準、この条に基づいて設けられる資金供与の制度の運営を委託された主体に締約国会議が提供する手引、当該主体の有効性並びに当該主体が開発途上締約国及び移行経済締約国の変化するニーズに対処する能力について再検討する。締約国会議は、その再検討に基づき、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。

12 全ての締約国は、その能力の範囲内で、資金供与の制度への貢献が要請される。当該制度は、民間部門を含む他の提供元からの資金供与を奨励するものとし、支援する活動のためにその資金を活用するよう努める。

第十四条 能力形成、技術援助及び技術移転

1 締約国は、その能力の範囲内で、開発途上締約国、特に後発開発途上国又は開発途上にある島嶼国であ

る締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行することを援助するため、時宜を得た適当な能力形成及び技術援助を提供するために協力する。

2 1及び前条の規定に基づく能力形成及び技術援助は、地域的な、小地域的な及び国内の取決め（既存の地域及び小地域のセンターに係るものを含む。）その他二国間及び多数国間の手段並びに連携（民間部門が関与する連携を含む。）により提供することができる。化学物質及び廃棄物の分野における他の環境に関する多数国間協定との協力及び調整は、技術援助及びその提供の有効性を高めるために追求されるべきである。

3 先進締約国及び自国の能力に応じて他の締約国は、開発途上締約国、特に後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国並びに移行経済締約国がこの条約を効果的に実施する能力を強化するため、これらの締約国のための最新の環境上適正な代替技術の開発、移転、普及及び取得の機会の提供について、適当な場合には民間部門その他の利害関係者の支援を得て促進し、及び円滑にする。

4 締約国会議は、その第二回会合までに及びその後は定期的に、締約国からの意見及び報告（第二十一条に規定する報告を含む。）並びに他の利害関係者によって提供された情報を考慮して、次のことを行う。

- (a) 代替技術に関連する既存の自発的活動及び進歩に関する情報について検討すること。
 - (b) 代替技術に関する締約国、特に開発途上締約国のニーズについて検討すること。
 - (c) 技術移転において締約国、特に開発途上締約国が直面する課題を特定すること。
- 5 締約国会議は、能力形成、技術援助及び技術移転をこの条に基づいていかなる方法で一層強化することができるかについて勧告する。

第十五条 実施及び遵守に関する委員会

- 1 この条約の全ての規定の実施を促進し、及び遵守を再検討するため、締約国会議の補助機関としての委員会（以下「委員会」という。）を含む仕組みをこの条約により設ける。委員会を含むこの仕組みは、円滑化を図るためのものとし、各締約国の能力及び事情に特別の注意を払う。
- 2 委員会は、この条約の全ての規定の実施を促進し、及び遵守を再検討する。委員会は、実施及び遵守に関する個別の及び組織的な事項を審査し、並びに適当な場合には締約国会議に勧告する。
- 3 委員会は、国際連合の五の地域に基づいて地理的に衡平に代表されることに妥当な考慮を払った上で、締約国によって指名され、締約国会議によって選出される十五人の委員により構成される。最初の委員

は、締約国会議の第一回会合において選出され、その後は5の規定に基づいて締約国会議が承認した手続規則に従って選出される。委員会の委員は、この条約に関する分野における能力を有し、及び専門的知識の適当な均衡を反映させたものとする。

4 委員会は、次のものに基づいて問題を検討することができる。

- (a) 締約国による自国の遵守に関する意見書
- (b) 第二十一条の規定に基づく各国の報告
- (c) 締約国会議による要請

5 委員会は、締約国会議の第二回会合において承認を得ることを条件として、委員会の手続規則を作成する。締約国会議は、委員会に関する更なる付託事項を採択することができる。

6 委員会は、コンセンサス方式により勧告を採択するためにあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらずコンセンサスに達しない場合には、勧告は、最後の解決手段として、定足数を委員の三分の二とし、出席し、かつ、投票する委員の四分の三以上の多数による議決で採択する。

第十六条 健康に関する側面

1 締約国は、次のことを行うよう奨励される。

- (a) 危険にさらされている人々、特に、被害を受けやすい人々を特定し、及び保護するための戦略及び計画の作成及び実施を促進すること。この戦略及び計画には、科学的根拠に基づく健康に関する指針であって、水銀及び水銀化合物への曝露に関連するものの採択、適当な場合には水銀への曝露を減少させるための目標の設定並びに公衆のための教育（公衆衛生その他の関係する部門の参加を得たもの）を含むことができる。

(b) 科学的根拠に基づく教育及び予防に関する計画であって、水銀及び水銀化合物への業務上の曝露に関するものの作成及び実施を促進すること。

(c) 水銀又は水銀化合物への曝露によって影響を受ける人々に対する予防、治療及びケアのための適当な保健サービスを促進すること。

(d) 適当な場合には、水銀及び水銀化合物への曝露に関連する健康上の危険の防止、診断、治療及び監視のため、制度的能力及び保健専門家の能力を確立し、及び強化すること。

2 締約国会議は、健康に関する事項又は活動を考慮するに当たり、次のことを行うべきである。

- (a) 世界保健機関、国際労働機関及び適当な場合には関連する他の政府間機関と協議し、及び協力すること。
- (b) 世界保健機関、国際労働機関及び適当な場合には関連する他の政府間機関との協力及び情報の交換を促進すること。

第十七条 情報の交換

1 締約国は、次の情報の交換を円滑にする。

- (a) 水銀及び水銀化合物に関する科学的、技術的及び経済的な情報並びに法律に関する情報（毒物学上及び生態毒物学上の情報並びに安全性に関する情報を含む。）
- (b) 水銀及び水銀化合物の製造、使用、貿易、排出及び放出の削減又は廃絶に関する情報
- (c) 次のものの技術的及び経済的に実行可能な代替に関する情報（その代替に関する健康及び環境に対する危険並びに経済的及び社会的な費用及び効果についての情報を含む。）

(i) 水銀添加製品

(ii) 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程

(iii) 水銀又は水銀化合物を排出し、又は放出する活動及び工程

(d) 水銀及び水銀化合物への曝露に伴う健康に対する影響についての疫学的情報であって、世界保健機関及び適当な場合には関連する他の機関との緊密な協力におけるもの

2 締約国は、1に規定する情報を直接に、事務局を通じて又は適当な場合には化学物質及び廃棄物に関する条約の事務局を含む関連する他の機関との協力を通じて、交換することができる。

3 事務局は、この条に規定する情報の交換における協力及び環境に関する多数国間協定の事務局その他国際的な自発的活動を含む関連する機関との協力を円滑にする。当該情報は、締約国からの情報のほかに、水銀の分野に専門的知識を有する政府間機関、非政府機関並びに国内的及び国際的な機関からの情報を含む。

4 締約国は、この条約に基づく情報の交換（輸入締約国の第三条の規定に基づく同意に関するものを含む。）のための国内の中央連絡先を指定する。

5 この条約の適用上、人の健康及び安全並びに環境に関する情報は、秘密のものとされない。この条約に基づいて他の情報を交換する締約国は、相互の合意により秘密の情報を保護する。

第十八条 公衆のための情報、啓発及び教育

1 締約国は、その能力の範囲内で、次の活動を促進し、及び円滑にする。

(a) 次のものに関する利用可能な情報を公衆に提供すること。

(i) 水銀及び水銀化合物の健康及び環境への影響

(ii) 水銀及び水銀化合物の代替物質

(iii) 前条1に規定する事項

(iv) 次条の規定に基づく義務を履行するための活動

(v) この条約に基づく義務を履行するための活動

(b) 適当な場合には、関連する政府間機関及び非政府機関並びに被害を受けやすい人々との協力の下に、水銀及び水銀化合物への曝露が人の健康及び環境に及ぼす影響に関連する教育、訓練及び啓発を行うこと。

2 締約国は、人の活動を通じて排出され、放出され、又は処分される水銀及び水銀化合物の年間推定量に関する情報の収集及び普及のため、既存の制度を利用し、又は制度（適用可能な場合には汚染物質の排出及び移動についての登録等の制度）を設けることを考慮する。

第十九条 研究、開発及び監視

1 締約国は、自国の事情及び能力を考慮して、次のものの開発及び改良のため協力することに努める。

(a) 水銀及び水銀化合物の使用、消費、大気への人為的な排出並びに水及び土壌への人為的な放出に関する目録

(b) 被害を受けやすい人々及び環境媒体（魚類、海産哺乳動物、うみがめ類、鳥類等の生物学的な媒体を含む。）における水銀及び水銀化合物の水準の数理的モデル化及び地理的に代表的な監視並びに関連する適当なサンプルの収集及び交換における協力

(c) 水銀及び水銀化合物による社会的、経済的及び文化的な影響に加え、人の健康及び環境に対する影響（特に、被害を受けやすい人々に関するもの）についての評価

(d) (a)から(c)までの規定に基づいて行われる活動のための調和のとれた方法

(e) 生態系の範囲における水銀及び水銀化合物の環境サイクル並びに自然的作用による移動（長距離にわたる移動及び堆積を含む。）、変換及び運命に関する情報であって、水銀の排出及び放出が人為的であ

るか天然であるかの区別並びに歴史的な堆積からの水銀の再移動について妥当な考慮を払ったもの

(f) 水銀及び水銀化合物並びに水銀添加製品の商取引及び貿易に関する情報

(g) 水銀を含まない製品及び工程の技術的及び経済的な利用可能性に関する情報及び研究並びに水銀及び水銀化合物の排出及び放出の削減及び監視のための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する情報及び研究

2 締約国は、適当な場合には、1に規定する活動の実施に当たり、既存の監視網及び研究計画を基礎とすべきである。

第二十条 実施計画

1 締約国は、当初の評価の後、国内の事情を考慮して、この条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができる。当該実施計画については、作成の後、速やかに事務局に提出すべきである。

2 締約国は、国内の事情を考慮し、かつ、締約国会議による手引その他の関連する手引を参照して、自国の実施計画を再検討し、及び更新することができる。

3 締約国は、1及び2に規定する作業を行うに当たり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。

4 締約国は、また、この条約の実施を円滑にするため、地域の計画についても調整することができる。

第二十一条 報告

1 締約国は、この条約を実施するためにとった措置並びにこの条約の目的を達成する上での当該措置の有効性及び生じ得る課題について、事務局を通じて締約国会議に報告する。

2 締約国は、第三条、第五条及び第七条から第九条までに定める情報を自国の報告に含める。

3 締約国会議は、その第一回会合において、関連する他の化学物質及び廃棄物に関する条約との間で報告を調整することが望ましいことを考慮して、締約国が従う報告の時期と様式について決定する。

第二十二条 有効性の評価

1 締約国会議は、この条約の効力発生の日から六年以内に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する。

2 締約国会議は、評価を円滑にするため、その第一回会合において、環境における水銀及び水銀化合物の

存在及び移動に関する比較可能な監視に基づくデータ並びに生物学的な媒体及び被害を受けやすい人々に認められる水銀及び水銀化合物の水準の傾向に関する比較可能な監視に基づくデータの提供を受けるための取決を行うことを開始する。

3 評価は、次のものを含む利用可能な科学、環境、技術、資金及び経済に関する情報に基づいて実施される。

(a) 2の規定により締約国会議に提供される報告その他の監視に基づく情報

(b) 前条の規定により提供される報告

(c) 第十五条の規定に従って提供される情報及び勧告

(d) この条約に基づいて設ける資金援助、技術移転及び能力形成の取決を運用することについての報告その他の関連する情報

第二十三条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。

2 締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の日の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する。

3 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において、事務局が当該要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

4 締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則及び財政規則並びに事務局の任務の遂行のための財政規定をコンセンサス方式により合意し、及び採択する。

5 締約国会議は、この条約の実施について絶えず再検討し、及び評価する。締約国会議は、この条約により課された任務を遂行するものとし、このため、次のことを行う。

(a) この条約の実施に必要な補助機関を設置すること。

(b) 適当な場合には、能力を有する国際機関並びに政府間及び非政府の団体と協力すること。

(c) 第二十一条の規定に基づいて締約国会議及び事務局に利用可能となった全ての情報を定期的に再検討すること。

(d) 実施及び遵守に関する委員会が締約国会議に提出する勧告を検討すること。

- (e) この条約の目的を達成するために必要な追加の措置を検討し、及びとること。
- (f) 第四条及び第五条の規定に従って附属書A及び附属書Bを再検討すること。
- 6 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約が対象とする事項について認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のものいづれであるかを問わない。）であつて、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席及び参加については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第二十四条 事務局

- 1 この条約により事務局を設置する。
- 2 事務局は、次の任務を遂行する。
 - (a) 締約国会議の会合及びその補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。
 - (b) 要請に応じ、締約国（特に開発途上締約国及び移行経済締約国）がこの条約を実施するに当たり、当該締約国に対する支援を円滑にすること。
 - (c) 適当な場合には、関係国際団体の事務局、特に他の化学物質及び廃棄物に関する条約の事務局との調整を行うこと。
 - (d) この条約の実施に関する情報の交換について締約国を支援すること。
 - (e) 第十五条及び第二十一条の規定に基づいて受領した情報その他の利用可能な情報に基づく定期的な報告を作成し、及び締約国に利用可能にすること。
 - (f) 締約国会議の全般的な指導の下に、事務局の任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。
 - (g) その他この条約に定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務を遂行すること。
- 3 この条約の事務局の任務は、締約国会議が、出席し、かつ、投票する締約国の四分の三以上の多数による議決により、一又は二以上の他の国際機関に事務局の任務を委任することについて決定しない限り、国際連合環境計画事務局長が遂行する。

- 4 締約国会議は、適当な国際団体と協議の上、事務局と他の化学物質及び廃棄物に関する条約の事務局との間の協力及び調整の拡充について定めることができる。締約国会議は、適当な国際団体と協議の上、この事項について追加的な指導を行うことができる。

第二十五条 紛争の解決

- 1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉又は紛争当事国が選択するその他の平和的手段により解決するよう努める。
- 2 地域的な経済統合のための機関でない締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして認めることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。
 - (a) 附属書E第一部に規定する手続による仲裁
 - (b) 国際司法裁判所への紛争の付託
- 3 地域的な経済統合のための機関である締約国は、2の規定に基づく手続による仲裁に関して同様の効果を有する宣言を行うことができる。
- 4 2又は3の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言に付した期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託者に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。
- 5 宣言の期間の満了、宣言の撤回の通告又は新たな宣言は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。
- 6 紛争当事国が2又は3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が他方の紛争当事国に対して紛争が存在する旨の通告を行った後十二箇月以内にこれらの紛争当事国が1に規定する手段を通じて当該紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により調停委員会に付託される。附属書E第二部に規定する手続は、この条に基づく調停について適用する。

第二十六条 この条約の改正

- 1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。
- 2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。改正案は、その採択が提案される会合の少な

くとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国及び参考のため寄託者にも通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、締約国会議の会合において、出席し、かつ、投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。

4 採択された改正は、寄託者が全ての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

5 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、当該改正が採択された時に締約国であつた締約国の少なくとも四分の三が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日目の日に、当該改正に拘束されることに同意した締約国について効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第二十七条 附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

2 この条約が効力を生じた後に採択される追加の附属書は、手続的、科学的、技術的又は事務的な事項に限定される。

3 この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。

(a) 追加の附属書は、前条1から3までに定める手続を準用して提案され、及び採択される。

(b) 締約国は、追加の附属書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者が当該追加の附属書の採択について通報した日から一年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告を全ての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行った追加の附属書を受領しない旨の通告を撤回することを寄託者に対して書面により通告することができる。この場合において、当該追加の附属書は、(c)の規定に従って、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 追加の附属書は、寄託者による当該追加の附属書の採択の通報の日から一年を経過した時に、(b)の規定に基づく受領しない旨の通告を行わなかった全ての締約国について効力を生ずる。

4 この条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生については、この条約の追加の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。ただし、附属書の改正が第三十条5の規定に従って当該附属書の改正に関する宣言を行った締約国について効力を生じない場合は、この限りでない。この場合には、当該改正は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書を当該締約国が寄託した日の後九十日目の日に当該締約国について効力を生ずる。

5 追加の附属書又は附属書の改正がこの条約の改正に関連している場合には、当該追加の附属書又は附属書の改正は、この条約の当該改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第二十八条 投票権

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第二十九条 署名

この条約は、二十三年十月十日及び十一日に日本国の熊本において、その後は、二十四年十月九日までニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第三十条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、国及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、又は承認されなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関であつてそのいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づく全ての義務を負う。地域的な経済統合のための機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する自己の権限の範囲をこの条約の批

准書、受諾書、承認書又は加入書において宣言する。また、地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲に関連する変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

4 国又は地域的な経済統合のための機関は、この条約の批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を実施するための自己の措置に関する情報を事務局に送付することが奨励される。

5 締約国は、自国の批准書、受諾書、承認書又は加入書において、附属書の改正がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合にのみ自国について効力を生ずる旨の宣言を行うことができる。

第三十一条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は地域的な経済統合のための機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十二条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十三条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1に規定する脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第三十四条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約の寄託者とする。

第三十五条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本

は、寄託者に寄託する。

以上の証拠として、下名は正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二十十三年十月十日に日本国の熊本で作成した。

附属書 A 水銀添加製品

次の製品は、この附属書から除外する。

- (a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- (b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- (c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ (EEL) 並びに計測器
- (d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- (e) 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

第一部 第四条 1 の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限 (段階的廃止期限)
電池 (水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池)	二十二十年

ント未満のボタン形空気圧鉛電池を除く。 スイッチ及び継電器（極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であつて、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのものを除く。） 発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える二十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光灯ランプ（CFLs） 次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光灯ランプ（LFLs） (a) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの 一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（HPMV） 次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯ランプ（CFL）及び外部電極蛍光灯ランプ（EFL） (a) 電球当たりの水銀含有量が三・五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル以下のもの (b) 電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (c) 電球当たりの水銀含有量が十三ミリグラムを超え、及び長さが千五百ミリメートル		二千二十年 二千二十年 二千二十年 二千二十年 二千二十年 二千二十年 二千二十年 二千二十年
ル超のもの 化粧品（水銀含有量が質量百万分率を超えるもの）。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注） 駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤 次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精度の測定に使用されるものを除く。） (a) 気圧計 (b) 湿度計 (c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計		二千二十年 二千二十年 二千二十年 二千二十年 二千二十年
注 微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。 第二部 第四条3の規定の適用を受ける製品		規定
歯科用アマルガム 歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次の措置から二以上の措置を含める。 (i) う蝕の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それによつて歯科治療の必要性を最小		規定

限にすること。 (i) 歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。 (ii) 歯科治療のための水銀を含まない代替製品（費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なもの）の使用を促進すること。 (iii) 歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。 (iv) 代表的な専門機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理のための最良の慣行の促進について歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行うよう奨励すること。 (v) 水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及び保険制度を抑制すること。 (vi) 歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度を奨励すること。 (vii) 歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムカプセルに限定すること。 (viii) 水銀及び水銀化合物の水及び土壌への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最良の慣行の利用を促進すること。		規定
第二部 第五条3の規定の適用を受ける工程		規定
水銀を使用する工程 塩化ビニルモノマー製造		規定
第一節 第五節2の規定の適用を受ける工程 水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造 クロロアルカリ製造 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程		段階的廃止期限 二千二十五年 二千二十八年
第一節 第五節3の規定の適用を受ける工程 水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造 クロロアルカリ製造 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程		段階的廃止期限 二千二十五年 二千二十八年
第二部 第五条3の規定の適用を受ける工程 水銀を使用する工程 塩化ビニルモノマー製造		規定
第一節 第五節2の規定の適用を受ける工程 水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造 クロロアルカリ製造 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程		段階的廃止期限 二千二十五年 二千二十八年
第二部 第五条3の規定の適用を受ける工程 水銀を使用する工程 塩化ビニルモノマー製造		規定

ナトリウム又はカリウムのメチレート又はエチレート	的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。 締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。 (i) できる限り速やかに及びこの条約が効力を生じた後十年以内に水銀の使用を段階的に廃止することを目的として、水銀の使用を削減する措置をとること。 (ii) 単位生産当たりの水銀の排出量及び放出量を二十二年までに二十年に比して五十パーセント削減すること。 (iii) 一次採掘から新たに得られる水銀の使用を禁止すること。 (iv) 水銀を含まない工程に関する研究及び開発を支援すること。 (v) 水銀を含まない工程が技術的及び経済的に実行可能となったと締約国会議が定めた日から五年を経過した後は、水銀の使用を許可しないこと。 (vi) 第二十一条の規定に従い、代替となる工程を開発し、又は特定し、及び水銀の使用を段階的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。
水銀を含む触媒を用いるポリウレタンの製造	的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。 締約国がとる措置には、次のことを含むが、これらに限定されない。 (i) できる限り速やかに及びこの条約が効力を生じた後十年以内に水銀の使用を段階的に廃止することを目的として、水銀の使用を削減する措置をとること。 (ii) 水銀の一次採掘から得られる水銀への依存を削減する措置をとること。 (iii) 水銀の環境への排出及び放出を削減する措置をとること。 (iv) 水銀を含まない触媒及び工程に関する研究及び開発を奨励すること。 (v) 第二十一条の規定に従い、代替となる工程を開発し、又は特定し、及び水銀の使用を段階的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。

的に廃止するための自国の努力について締約国会議に報告すること。

第五条の規定は、この製造工程については、適用しない。

附属書C 零細及び小規模な金の採掘

国の行動計画

1 第七条3の規定の対象となる締約国は、国の行動計画に次のものを含める。

- (a) 国の目的及び削減目標
- (b) 次のものを廃絶するための措置
 - (i) 鉱石全体のアマルガム化
 - (ii) アマルガム又は加工されたアマルガムの野外での焼却
 - (iii) 居住の用に供される地域におけるアマルガムの焼却
 - (iv) 堆積物、鉱石又は尾鉱のシアン化物の浸出（加えられた水銀を事前に除去しないもの）
- (c) 零細及び小規模な金の採掘に関する分野の形式化又は規制を円滑にする措置
- (d) 自国の領域内の零細及び小規模な金の採掘及び加工において使用される水銀の量及び用いられる慣行の基準となる推計
- (e) 零細及び小規模な金の採掘及び加工における水銀の排出及び放出並びに水銀への曝露を減少させること（水銀を含まない方法を含む。）を促進する戦略
- (f) 零細及び小規模な金の採掘及び加工における使用のための国内及び国外の供給源からの水銀及び水銀化合物の貿易を管理し、及び転用を防止する戦略
- (g) 国の行動計画の実施及び継続的な発展において利害関係者を参加させるための戦略
- (h) 零細及び小規模な金の採掘を行う者及びその地域社会の水銀への曝露に関する公衆衛生についての戦略。この戦略には、特に、健康に関するデータの収集、保健に従事する者の訓練及び保健施設を通じた啓発を含めるべきである。
- (i) 被害を受けやすい人々、特に児童及び出産可能な年齢の女性（特に妊婦）の零細及び小規模な金の採掘において使用される水銀への曝露を防止する戦略
- (j) 零細及び小規模な金の採掘を行う者及びその影響を受ける地域社会への情報を提供する戦略
- (k) 国の行動計画の実施に係る計画

2 締約国は、自国の目的を達成するため、国の行動計画に、水銀を含まない零細及び小規模な金の採掘の

基準並びに市場に基づく仕組み又はマーケティングのための手段の利用又は導入を含む追加の戦略を含めることができる。

附屬書 D 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧表

特定可能な発生源の分類

石炭火力発電所

産業用石炭燃焼ボイラー

非鉄金属（注）製造に用いられる製錬及び焙焼^{ばい}の工程

廃棄物の焼却設備

セメントクリンカーの製造設備

注 この附屬書の適用上、「非鉄金属」とは、鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。

附屬書 E 仲裁手続及び調停手続

第一部 仲裁手続

この条約の第二十五条 2 (a) の規定の適用上、仲裁手続は、次のとおりとする。

第一条

1 締約国は、この条約の第二十五条の規定に従い、他の紛争当事国に対する書面による通告により、紛争を仲裁に付することができる。通告には、請求の陳述書及び証拠書類を添付する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。

2 申立国である締約国は、自国がこの条約の第二十五条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、申立国である締約国の書面による通告、請求の陳述書及び証拠書類であつて、1 に規定するものを添付する。事務局は、受領した情報を全ての締約国に送付する。

第二条

1 紛争が前条の規定に従って仲裁に付される場合には、仲裁裁判所を設置する。仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。

2 各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長となる。二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で一人の仲裁人を任命する。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であつてはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によつても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあつてはならない。

3 仲裁裁判所に空席が生じたときは、当該空席を生じさせた仲裁人の任命の場合と同様の方法によつて空席を補充する。

第三条

1 紛争を提起された締約国が仲裁の通告を受領した日から二箇月以内にいずれかの紛争当事国が仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続く二箇月の期間内に仲裁人を指名する。

2 第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続き二箇月の期間内に裁判長を指名する。

第四条

仲裁裁判所は、この条約及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第五条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第七条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、全ての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

- (a) 全ての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。
- (b) 必要に応じ、仲裁裁判所が、証人又は専門家を招致し、及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

第八条

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報又は文書の秘密性を保護する義務を負う。

第九条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第十条

紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する締約国は、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十一条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し、及び決定することができる。

きる。

第十二条

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

第十三条

1 いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず、又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し、及び決定を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し、又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。

2 仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

第十四条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第十五条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定される。最終決定には、その理由を明示するものとし、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。いずれの仲裁人も、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第十六条

最終決定は、紛争当事国を拘束する。最終決定により与えられるこの条約の解釈も、それが第十条の規定に基づいて紛争手続に参加する締約国の参加の理由となった事項に関連する限度において、当該締約国を拘束する。最終決定は、紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第十七条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し前条の規定に従い最終決定に拘束される締約国間で生ずる意見の相違については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第二部 調停手続

この条約の第二十五条6の規定の適用上、調停手続は、次のとおりとする。

第一条

紛争当事国によるこの条約の第二十五条6の規定に基づく調停委員会の設置の要請は、他の紛争当事国のための写しを付して事務局に対して書面で行う。事務局は、その旨を直ちに全ての締約国に通報する。

第二条

- 1 調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、三人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ一人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。
- 2 二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調停委員会の委員を任命する。

第三条

事務局が第一条に規定する書面による要請を受領した日の後二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの委員の任命が行われない場合において、いずれかの紛争当事国の要請があるときは、国際連合事務総長は、引き続き二箇月の期間内に委員を任命する。

第四条

調停委員会の二人目の委員が任命された後二箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかった場合において、いずれかの紛争当事国の要請があるときは、国際連合事務総長は、引き続き二箇月の期間内に委員長を指名する。

第五条

調停委員会は、紛争当事国が友好的な解決を図るため、独立の、かつ、公平な方法で当該紛争当事国を支援する。

第六条

- 1 調停委員会は、紛争の事情及び迅速な解決の要請を含む紛争当事国が表明する見解を十分に考慮して、自己の適当と認める方法で調停手続を行うことができる。調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、必要に応じてその手続規則を採択することができる。
- 2 調停委員会は、調停手続の期間中いつでも、紛争解決のための提案又は勧告を行うことができる。

第七条

紛争当事国は、調停委員会と協力する。紛争当事国は、特に、調停委員会の要請に応じて、書面を提出

し、証拠を提供し、及び会合に出席するよう努める。紛争当事国及び調停委員会の委員は、当該調停委員会の手続期間中に秘密のものとして入手した情報又は文書の秘密性を保護する義務を負う。

第八条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。

第九条

紛争が既に解決した場合を除くほか、調停委員会は、完全に設置された日から十二箇月以内に紛争の解決のための勧告を付して報告を行い、紛争当事国は、この報告を誠実に検討する。

第十条

調停委員会が付託された事案を検討する権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が裁定する。

第十一条

締約国が別段の合意をする場合を除くほか、調停委員会の費用は、紛争当事国が均等に負担する。調停委員会は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

水銀は、一度環境に排出されると分解されることなく自然界を循環する環境残留性及び長距離移動性を有する。産業革命が世界各国に波及した十九世紀半ば以降、水銀の人為的な排出により環境中の水銀濃度は増加している。先進国における水銀の使用量は減少してきているものの、途上国を中心に水銀が引き続き使用され、金の採掘及び廃鉱山における水銀汚染、工場跡地の残留水銀の処理の問題等が発生するなど、水銀及び水銀化合物による人の健康及び環境への被害が顕在化している。

このような事情を踏まえ、平成二十一年二月に開催された国際連合環境計画（UNEP）第二十五回管理理事会において国際的な水銀管理に係る法的拘束力のある文書の作成及びそのための政府間交渉委員会の設置が決定された。これを受け、平成二十二年以降五回にわたって政府間交渉委員会が開催され、平成二十五年熊本で開催された外交会議において、本条約が全会一致で採択され、署名のために開放された。

本条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀及び水銀化合物の規制等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、本条約が自国について発効した日に自国の領域で行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならないこととし、同日に行われていた水銀の一次採掘に限り、最長十五年の期間許可すること。
- 2 締約国は、本条約に基づき許可される用途

にのみ使用される等の場合に限り当該締約国に対し書面による同意を与えた輸入締約国又は非締約国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならないこととし、非締約国が本条約の規定により許可されない特定された供給源からの水銀でないことの証明書を提出した場合を除くほか、自国が書面による同意を与える当該非締約国からの水銀の輸入を許可してはならないこと。

- 3 締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合又は当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、同附属書第一部に掲げる水銀添加製品について定める段階的廃止期限の後には、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。
- 4 締約国は、当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、個別の製造工程について附属書Bに規定する段階的廃止期限の後には、同附属書第一部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。

- 5 自国の領域内で鉱石から金を抽出するため水銀アマルガム法が使用される零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとること。
- 6 附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源（石炭火力発電所等）を有する締約国は、水銀又は水銀化合物の大気への排出を

規制するための措置をとるものとする。

7 締約国が特定した重大かつ人為的な水銀又は水銀化合物の土壌又は水への放出の特定可能な発生源であつて、本条約の他の規定の対象となっていないものを有する締約国は、当該放出を規制するための措置をとるものとする。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、附属書Aで水銀添加製品（適用除外製品のほか、適用対象製品及びその段階的廃止期限等）、附属書Bで水銀又は水銀化合物を使用する製造工程（適用対象工程及びその段階的廃止期限等）、附属書Cで零細及び小規模な金の採掘、附属書Dで水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧表、附属書Eで仲裁手続及び調停手続について規定している。

本条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

我が国が、本条約を締結し、その早期発効に寄与することは、水銀及び水銀化合物から人の健康及び環境を保護するための国際的な取組の推進に積極的に貢献するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年五月八日

外務委員長 土屋 品子
衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京一〇五―八四四五
二番五号 港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
二二〇円 二二六円